

第七十二回国会
衆議院
内閣委員会
議 録 第 十 六 号

昭和四十九年三月二十八日(木曜日)

午後三時三十分開議

出席委員

委員長 徳安 實藏君

理事 加藤 陽三君

理事 中山 正暉君

理事 上原 康助君

理事 中路 雅弘君

理事 越智 伊平君

理事 笠岡 喬君

理事 竹中 修一君

理事 三塚 博君

理事 和田 貞夫君

理事 鈴木 康雄君

出席國務大臣

法務大臣 中村 梅吉君

國務大臣 山中 貞則君

(防衛庁長官)

出席政府委員

防衛政務次官 木野 晴夫君

防衛庁参事官 大西誠一郎君

防衛庁参事官 長坂 強君

防衛庁長官官房 九山 昂君

防衛庁防衛局長 久保 卓也君

防衛庁人事教育 高瀬 忠雄君

防衛庁経理局長 小田村四郎君

防衛施設庁長官 田代 一正君

防衛施設庁施設 平井 啓一君

防衛施設庁事務 松崎鎮一郎君

防衛大臣官房長 香川 保一君

法務省民事局長 川島 一郎君

法務省入国管理 影井 梅夫君

委員外の出席者

外務省アメリカ 局長 大河原良雄君

水産庁長官 内村 良英君

労働省労働基準 局監督課長 岸 良明君

労働省職業安定 局業務指導課長 加藤 孝君

内閣委員会調査 室長 本田 敬信君

本日の会議に付した案件

法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出第三〇号)

○加藤(陽)委員長代理 これより会議を開きます。

本日は、委員長が所用のためおくれましますので、委員長が御出席になるまで、指名により私が委員長の職務を行ないまします。

法務省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては、去る二十六日、すでに質疑を終了いたしております。

法務省設置法の一部を改正する法律案に對

する修正案

法務省設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第十三条の十一の改正規定を削る。

別表十二の改正規定を次のように改める。

別表十二中「福岡入国管理事務所唐津港出張所」を「福岡入国管理事務所唐津港出張所」に改める。

張所 唐津市

福岡入国管理事務所唐津港出張所

津港出張所 唐津市

に改める。

附則を次のように改める。

この法律は、公布の日から施行する。

○加藤(陽)委員長代理 提出者より趣旨の説明を求めます。小宮山重四郎君。

○小宮山委員 たいだいま議題となりました法務省設置法の一部を改正する法律案に対する自由民主党、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党の各派共同提案に係る修正案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

案文は、お手元に配付してありますので、朗読は省略し、その要旨を申し上げます。

原案では、入国管理事務所の出張所の名称及び位置は、法務省令で定めることとしておりますが、これを現行法とおり法律で定めることとし、これに伴い、省令で設置することとしていた福岡入国管理事務所伊万里港出張所を法律に明記することと、昭和四十九年四月一日から施行することとしていた東京法務局の組織の改廃に関する改正規定は、公布の日から施行することに改めようとするものであります。

よろしく御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○加藤(陽)委員長代理 これにて修正案についての趣旨の説明は終わりました。

○加藤(陽)委員長代理 これより討論に入ります。

原案及び修正案を一括して討論に付します。

討論の申し出がありますので、これを許します。中路雅弘君。

○中路委員 たいだいま議題となっております法務省設置法につきまして、修正案賛成の立場で一言討論させていただきます。

従来から、入国管理事務所出張所の設置等は、設置法の改正によって、そのつど行なわれてきました。そして、この出張所の新設や廃止を国会審議にかけることで、実際の業務の対応あるいは入管業務などは、支障を来たすようなことにはなっていないわけでありまします。これは最も増加の著しかった昭和四十二年から四十八年まで、三十八カ所の同出張所が新設されていまして、そのつど、設置法改正によって行なわれてきていることから見ても明らかであります。

〔加藤(陽)委員長代理退席、委員長着席〕

入国管理事務所出張所の新設などを国会の審議にかけず、省令で定めることは、政府がかつてに機構改革を行ない、国会の審議権を軽視することにもなります。また国家行政組織法のなしくずしの実施、いわば、その法務省版ともいえるものであると思います。そして、このことが他省の場合に波及される危険性からも、とうてい賛成できるものではありません。

今回の修正案では、原案における入国管理事務所出張所の名称及び位置を法務省令で定めるという規定を取りやめ、四十九年度において設置が必

要とされている伊万里市に出入国管理事務所の出張所を設置することを明記する修正でありますので、ここに修正案に賛成するものであります。

○徳安委員長 これにて討論は終局いたしました。これより採決に入ります。

法務省設置法の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、小宮山重四郎君外四名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○徳安委員長 起立総員。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいまの修正部分を除いて原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○徳安委員長 起立総員。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

○徳安委員長 ただいま修正議決いたしました本案に対し、小宮山重四郎君外四名より自由民主党、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党の各派共同をもって附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。小宮山重四郎君。

○小宮山委員 ただいま議題となりました自由民主党、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党の各派共同提案に係る法務省設置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案につきまして、提案者を代表してその趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

法務省設置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（案）

政府は、近時における登記事務の激増に対処す

るため、すみやかに登記事務に従事する職員の増員に努めるべきである。

右決議する。

本案の趣旨につきましては、先般の当委員会における質疑を通じて、すでに明らかにしていることと存じます。

よろしく御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○徳安委員長 本動議について採決いたします。本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○徳安委員長 起立総員。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、中村法務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。中村法務大臣。

○中村国務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、その御趣旨を尊重し、御趣旨に沿いますよう一そう努力をいたしたいと思っております。

○徳安委員長 なお、ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成については、委員長に御一任願いたいと思存しますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○徳安委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○徳安委員長 次に、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。大出俊君。

○大出委員 先般の職員給与法をめぐる質問にあたりまして、後ほど御回答をいただくという

ような形で終わっております点が三つほどござい

ますので、その点についての御回答をいただき

たいのでありますが、最初に、先般、閣内の一員であるという立場で山中長官から、ソビエト漁船をめぐる問題についてたいへん件数が多いとい

うところから始まりまして、幾つもございましたが、新聞で拝見をいたしました、長官、閣議等で御発言をいただきました。また閣議で一つの申し

合わせになったように仄聞をいたしますが、実は関係の漁業組合の方々が大学、陳情書を持ってお見えになりました。『ソ連漁船団によるさば操業の中止について』という中で、神奈川県漁業協同組合連合会、一都三県あじ、さば、さんま神奈川県漁業協会、三崎漁業協同組合、以下たくさんござい

ますが、神奈川県を中心いたします漁業組合の方々であります。きょうお話をいろいろ承てみましたが、陳情書に要約されておりますので、論点だけ申し上げまして、重ねて御回答を

いただきたいと思います。

千葉県銚子市の島灯台の真東、これ以南の海域においては、東日本さば漁業生産調整組合、まあ調整をするという趣旨でつくられた組合であります。ここは北部太平洋海域さば漁業生産調整組合との申し合わせにより、さば採捕を目的としたさば網操業は行なわれないこと。この海域は、漁業資源の保存という意味で調整区域に入れた、ここではさばをとらないということにしているのだそうであります。それから二番目に、北部太平洋海域においては、農林省告示第九十六号により集魚灯の使用を禁止していること。三番目、夜間における火光利用の棒受け網及び水中集魚灯は、東京都及び千葉県漁業調整規則により禁止していること。以上のとおり、この海域において、各種の沿岸漁業が営まれ、各漁業種類間における漁業秩序維持並びにさば資源維持の規制措置が講ぜられており、これが零細な沿岸漁民保護の方途となっております。さば一本釣りの漁業の最盛期である今日、三月に入ってから、数十隻に

ぼるソ連漁船団のスタンダード漁法——吸い込んで揚げるようであります。たいへん強力なものであります。このスタンダード漁法による操業で、特に最近、われわれ沿岸漁船の操業の中にソ連漁船が割り込み操業を行なうようになり、その被害漁船が、漁獲皆無で帰港している事実、最も憂慮すべき問題であり、このまま推移するならば、沿岸漁業並びにさば資源の荒廃は必至であると思料しておりますので、ということ、これらの規制を一生懸命国内的にしている地域であるということを前提にして、ソ連側に強く訴えて、理解の上で、この調整している地域の操業を中止してもらおうような措置をお願いしたいという趣旨なっております。

なるほど承てみますと、零細な沿岸漁業の死活にかかわる問題であります。一本釣りでございましてけれども、漁法が違っていて——一本釣りにしているのは、漁業資源の保存、枯渇を防ぐということなんだそうであります。そこに入ってきて、たいへんなトルール漁法をやるということでどうにもならぬ、したがって、さば水産庁にお見えをいただいたわけでありまして、長官から、せっかく閣議で御発言賜りましたので、御報告いただきたいのと、あわせて、水産庁のほうから、その後、どういう対処をなさったかという点を承ておきたいのであります。

○山中国務大臣 私は、閣議において、当委員会御答弁申し上げましたとおり、たまたまその場に居合わせた関係は、私一人であつたので、個別に農林、外務両大臣に申し上げれば、いいと思つたが、しかし、たまたまその日に、議員の質問趣意書、公明党の藤原房雄君だと思ひますが、それに対して沿岸漁業の見地からの政府の回答書が、閣議決定される日でありまして、そのことが若干触れてありました。したがって、そのことが触れてある以上、むしろ、あらためて閣議で、両大臣及び総理から閣内この事実を知ってもらいたいし、ソ連は、きちんと日時、場所あるいは被害の実態、金額それから相手方の漁船名その他のもの

を明確にして外交折衝を行なえば、今日のソ連の状態から見ると、あえて非常識な回答はしないように私は思っている。だから、そのような措置をぜひとらねたい。

ちなみに委員会が指摘された内容でいえば、昨年一年だけでも一千億を下らない被害があった、これは漁具、漁網についての指摘等もあったというところを、はっきり金額等を申し述べて、農林大臣は、それに対して、水産庁を通じて具体的な事実を調べて、しかるべく、ただいまお話のような外交折衝にゆだねたいという報告と答えがありました。外務大臣は沈黙であります。しかし異論がなかったわけでありまして、閣議は、そのような方向で外交折衝が行なわれることを是認したものとすることにします。

○大出委員 私、たまたまどういう状況にあるかを、防衛庁で調べておられたというのを承りまして、長官からも、当時行つてみましたという話がありまして、この席で実情を見ておられる大臣は、はかばかには思いましたから、ここに海上保安庁、農林省の方においでいただき提起了したわけでありまして。

どうも少しおそきに失する感があるのでありますけれども、これだけ沿岸漁民の方々が、大きな騒ぎをして、国会まで詰めかけるようにならなければ、やつておられないわけではないのですけれども、問題が具体化しないということではならぬと思いますので、ひとつ水産庁の側から、どういうふうにお考えになつておられるのか、どう対処をするかというところについて明らかにしていただきたいと思います。

○内村(農)政府委員 ソ連漁船のわが国近海への進出につきましては、御案内のように昭和四十年ごろから、数隻の漁船によりまして、主として北海道近海で操業されておりましたけれども、それが四十六年ごろから、かなりふえてきたわけでございます。その結果、わが国の漁民の漁具被害が出まして、非常に問題になつてまいりました。あるいはすでに御報告があつたかと思ひます。

が、この際、御参考までにもう一度数字を申し上げますと、昭和四十六年は漁具被害が十九件、二十八隻、五百八十八万円。四十七年は十四件、十六隻、二千八百六十五万円。四十八年は十八件、二十六隻、千三百三十一万円ということ、四十八年は四十七年に比べて若干減つたわけでございます。

と申しますのは、このような事態になつてまいりましたので、水産庁は、四十七年の十一月の終りから十二月一日にかけまして、ソ連の専門家と操業の協定に関する会議を持つたわけでありまして、これは結局、うまくいかなかつたわけでありまして、そういう努力をしたわけでございます。その結果、四十八年が少し減つたのかと思つておりましたら、ことしの春になりまして、ソ連がずつと出てまいりまして、最近御案内のように、静岡沖のサバの産卵場でございます銭州漁場まで入つてくるということになりまして、ことしの一月一日から三月二十日まで二十五件、八十五隻、四千八百二十万円の漁具被害が出ておる、こういう状況になつております。

その結果、水産庁といたしましては、県からの報告に基づきまして、外務省に善処方を申し入れたわけでございます。私どもが外務省から聞いておりますところでは、外務省は、ことしの二月十四日、わが国漁船の漁具の被害の防止についてソ連大使館に申し入れ、さらに三月十二日銭州のサバ産卵場における操業自粛について要請、それから三月十四日には茨城沖の漁具の被害の防止と汚物投棄の中止について要請していると聞いております。

そこで、ことしになりまして、ソ連の操業が非常に活発化してきたわけでございます。この理由が何であるかは、ソ連のことからいいますから、必ずしもわれわれはつきりいたしません。しかし、いづれにいたしましても、このようにわが国漁民の被害がふえてきた段階でございますので、水産庁といたしましては、なるべく早くもう一ぺん専門家会議をやる、そこで、これはアメリカ

とソ連の間にも、そういう操業の協定がございまして、それからソ連は、ノルウェーとも同じようなものを結んでおりまして、先例がございまして、操業に関する協定をなるべく早くやるうじやないかという申し入れをすることを考えております。

さらに、漁具の損失についての損害賠償につきましては、本来、これは民事的な話でございますけれども、相手方ソ連という国でもございまして、わが国漁民の利益にも関する問題でございますので、損害賠償を正式に求めることを、現在、外務省といろいろ検討しております。

以上でございます。

○大出委員 どうも外務省、この間も何かちょっと他人事に聞こえる御答弁があつたのですけれども、先ほど山中さんのお話を承りまして、声なしでは困るわけでありまして、大臣は、おそろしく御存じないのではないかと思ひますが、そこらところでは、どういうことになっておりますか。大河原さんでは、所管が違ひますか。——それじゃこの件は、所管の局長が見えなくなつておりますから、承ることに無理があると思つておりますが、先ほど閣議で、所管の違ひ長官でございますけれども、また水産庁のほうも、外務省のルートに乗せてということをお考えになつておられるわけでありまして、これはぜひ、外務省サイドで、いささかおそきに失する感があるわけでございますが、積極的な御努力をお願いしたいと思います。その旨をひとつ御相談賜つたのですが、いかがでございますか。

○大河原(農)政府委員 所管の違ひでございますので、直接詳しいことは承知しておりませんが、けれども、ただいま水産庁長官から御答弁がありましたように、水産庁と外務省当局間において密接な連絡のもとに、これは対処しておると承知しております。したがひまして、本日、この委員会におきまして、この問題がまた取り上げられて、活発な質疑応答が行なわれたということは、上司

のほうに報告しておきたいと思ひます。

○大出委員 所管は所管として、これはぜひ、外務省で積極的に進めたいと思ひます。このことをお願いしておきたいと思ひます。たゞさんの方にお見えいただきまして、私も実は、きょうはからずも会つたわけでありまして、たいへん深刻な訴えをいただきました。事情を承りますと、確かにこれは、よほど各方面で取り上げてやつていただかぬと、一日もゆるがせにできない問題だという気がいたします。たいへん零細な沿岸漁業の関係の方でございますから、その点を重ねて申し上げておきたいと思つております。

次に、これは間違いなく大河原さんの所管でございますが、相模原の補給廠のいらないきさつが先年ございまして、私も何べんかここで質問を続けた経緯がございまして。

昨日、外務委員会での問題が出まして、大河原さんが答えておられるのであります。この答へが、知つていて適当に答えておられるのか、ほんとうに知らぬのか、まことに疑わしい。新聞でございまして紙面に限りがございまして、あるいはもつといるんことをおっしゃつて、あるのかもしませんが、新聞で見ると何とも納得がいけないわけでありまして。

先般、参事官がお見えになりました。アメリカ側と早急に折衝して見る、どういうことになつてゐるかを、いづれにしてもお答えをしたい、こう言つておいでになりました。平井施設部長さんのほうも、現在、相模原にどんなものがあるんだと聞いたたら、全くわからぬというお話で、これまた、さつそく調べて回答したい、こういうお話でございます。とりあえず御両所から、その後どういう経過になつたかという点を、御報告をお願いしたいと思います。

○大河原(農)政府委員 相模補給廠におきます戦間車両の修理並びにそのための搬入、搬出という問題につきましては、国会で御議論をいただいておりますが、私どもが承知いたしております搬入状況、搬出状況は、昨年の分が、搬入されました戦

開闢車両が百十六台、搬出されましたものが三百七十六台というふうに承知いたしております。この一月初めからこの二十六日まで搬入されましたものが六十五台、搬出されたものが二百二十一台というふうに承知いたしております。

相模補給廠におきましては、かねて修理機能の縮小という問題があるわけでございますが、この点につきましては、一昨年の夏から秋にかけてのものもろの事態を踏まえまして、一昨年十一月に、日米間に修理機能に関する了解が成立しているところでございますが、その後、この修理部門の縮小というところにつきましては、相模補給廠の中にあります整備局の人員の整理という形で、逐次この方向の動きが見られる状況であるというふうに承知しているわけでございます。

○大出委員 この仕向け先、一体どこに行つたかということですが、これも、どうもアメリカ局長のきのうの答弁では、ベトナムには行つておらないという答弁をされている。正確に仕向け先を明らかにしてもらいたいという委員の質問に対しまして、わからないと答えている。期限を切つてもわからぬかという質問に対して、これまた、わからぬと答えている。そういうことでございますか。

○大河原(良)政府委員 相模補給廠から搬出されました、横浜のノースピアに移されました戦闘車両が、その後どこへ船積みされているかという行き先につきましては、必ずしもつまびらかにしておらないということを、私のう外務委員会において御答弁申し上げました。その際に、イスラエルであるか、あるいはインド洋のジゴ・ガルシアであるか、こういう具体的な地名を指摘されました。御質問がありましたので、その点につきましては、常識的に考えて、戦闘車両がそういう地域に、あるいは場所船積みされた、仕向けられたというのではないであらうというふうに考えます。

ただ、ベトナムにつきましては、昨年の一月の

ベトナムと平和協定の規定に基づく一対一の差ししかえというところは、手続的にはあり得ることかと思えます。しかし、いずれにしても、昨年搬出されました三百四十三台の車両、これらが最後のどこを仕向け地として船積みされたかという事実については、つまびらかにいたしておりません、こういう趣旨の御答弁を申し上げたわけでございます。

○大出委員 つまり、そういうことになる、何かにもわからぬことになる。平井さんのほうはどうですか。

○平井(啓)政府委員 防衛施設庁のほうは、提供しております施設、区域の中で、こういう補給廠の整備の運用がどうなっているか、こういう点については、日ごろから直接的に把握する立場にないわけなのでございますが、先般の事情にかんがみまして、座間の陸軍司令部を通じて、一応状況を知らしてもらいたいということ、現在どのぐらいの車両が相模補給廠において存在し、整備されているか、この実態を承知したいということで申し入れたのでございますが、残念ながら、その内容については申し上げるわけにいかないという回答が返ってきた次第でございます。

○大出委員 申し上げるわけにいかないということになると、日本政府との間の合意が、そのとおり行なわれていないという疑いを持たざるを得ぬですね。そこを念を押しておきます。

さて合意でございますけれども、私は、この合意を厳密に解すべきであるという気持ちでおります。これは何枚もございまして、差し上げてもいいんですけれども、念のためにこれを読んでおきます。一九七二年の十一月二日、これは大平外務大臣が閣議で、次の諸点を日米合意事項として報告をした、こういう中身であります。つまり閣議に大平外務大臣が報告をした、一九七二年十一月二日、あの戦車の騒ぎのあとであります。合意の中身を報告したのでから、これは明らかに閣議が了解している事項でございましょう。私は、これで片がついたという理解を突はしたので

あります。ところが、この中身を見ますと、これは厳密に言くと、いまやっていることは、全部しり抜けで、みんなたためで、全くもってけしからぬという気が実はするのであります。これは黙っておけない筋合いであります。

そこで申し上げますが、「一、九月十二日の閣議了解は、相模補給廠の戦車の修理機能のみを縮小ないし機能停止の検討対象としていたが、そのほか自走砲、兵員輸送車などの戦闘車両全部についても、修理機能の縮小をはかる。」これが日米合意事項の第一項であります。M48等の戦車のみでない、自走砲——自走砲も実際には戦車でありませんが……それから兵員輸送車M113等を含めまして修理機能の縮小をはかるのだ、これが第一であります。二番目に、「同補給廠の修理は継続するが、新規の搬入は原則として停止する。」「原則として」とあります。停止が本筋でありまして、たまたま例外があり得るかもしれぬ、これが正当な理解でございましょう。三番目、「修理済みの車両搬出を終えた段階で、戦闘車両の修理機能は大幅に縮小する。」あの中にたくさんありましたが、これを運んじやたら大幅に縮小する。これが三番目。四番目、「現在計画されている戦闘車両の搬出後は、原則としてベトナムへ搬出されることはない。」これも、ごくまれに例外があるとしても、ベトナムに行くことはない。これが四番目であります。五番目、「これらの措置と関連して、関東地域の経済的、社会的発展にかんがみ、この地域に多くの米軍施設、区域が存在するのは問題なので、その整理統合を検討する。」こうなっております。

この五つの項目を、閣議に日米の合意事項であるとして七二年の十一月二日に、大平外務大臣が報告をし、了承された、こうなっております。報告をします。私は、一つ間違つと、どうも自衛隊が入って来かねないという気がする、これはあとから承ります。その以前に、この五つの項目が守られていない。これ全くもってけしからぬというふうに思っておりますが、証拠をここに提示をいた

します。委員長、この資料をちょっと差し上げたのでありますが、御許可をいただきたい、米国の修理計画でございますから、したがって、お持ちいただいた説明とせんとかかりませんので。——このいま差し上げました、英語で書いてありますこれについて指摘をいたします。

「FY—七四」——「七四会計年度」というわけです。コンバット・ビークル・プログラム、つまり「戦闘車両修理計画」であります。これは実は、私は原文をいたしまして、原文を持つてまいりますと、いろいろめんどうなことになるから、これは私がリコピーしたのであります。したがって、全くそのものずばりの写しであります。仕向け先は、大河原さん、おわかりにならぬとおっしゃるが、これはカスタマー、お得意さんでございますが、通常カスタマー、これは仕向け先、仕向け地といっている。

さて、この仕向け地を見ていただければわかりますが、上から七、八番目のところに「RVN」、「リパブリック・ベトナム」であります。「ベトナム国軍」と、旧来こういう書き方をしておるのでありますが、ベトナム国軍——南ベトナム共和国、その軍隊。これは前のときに、私、こまかく申し上げましたから、それ以上申し上げません。これは見ていただければわかりますように「RVN」——「ベトナム国軍」、ここに二台。このM106——M106というのは、あとから差し上げましたこの資料の下の説明を見ていただければ、こちら流に訳してございますが、M106と申しますのは、戦闘車両でございます。戦闘車両といつても、実は戦車のようなものであります。百七ミリの自走砲を載っている。百七ミリの自走砲を載つて、日本の戦車にいたしても、61式は百五ミリ砲でございます。61式というのは、現在の型は三十五トン、改型で三十七トンぐらいになります。あれに載つていて砲が百五ミリ砲であります。日本の自衛隊の中型戦車61式よりも、大きな砲を載せている戦闘車両でございます。明らかにM106というのは戦車でございます。中型戦車よ

り大きいのでありますから。

ここから始まりまして「RVN」、これは幾つもあります。M106が上に二つありますが、さらにその下のほうになりますと、M113 A1、M113 A1というふうなこゝろ並んでおりまして、ここに三台ございます。それからM54が十二台もあります。このM54というのは、装甲貨物輸送車でありまして、さらにその下のほうに参りますとM125 A1、これもここに説明してありますが、M125 A1は八十一ミリの砲を載っている自走砲車、明らかに戦車であります。ずっとお読みいただきますと、仕向け先がベトナムになっているものがたくさんあります。

もう一つだけ触れておきますが、M132 A1、そのあとにX M806と書いてあるのがあります。このX M806というのは、何かという牽引車で、M132 A1というのは、火炎放射器が載っている装甲車。戦車両といたって、これはたいへんなものであります。全部ずらりとある。そして、これらの車両は、一番てっぺんは第八軍、韓国であります。次は第八軍の予備軍、その次に「OP PROJ」と書いてあるのがありますが、これは沖縄の牧港であります。「CONUS」、これは米本土であります。これをずっと見ていただくと、合計四百八十一両になる。これが「FY-74」、つまり七四会計年度の修理計画であります。そして、特に問題は、M48にかかわるものが、その下にいろいろある。二番目の、「FY-74 CVA P」と書いてありますが、これは「コンバット・ビークル・アーチクル・パーツ」ということでございまして、つまり言うならば、ここにちよつと日本字で入れてありますが、「戦闘車動力部門」、訳せばさういうことになります。それで、この動力部門の中に、実は驚くべきことがある。M48戦車のエンジン「RVN」五十、これはM48の姿が形になって出てきませんけれども、エンジンにはちゃんとこの修理計画の中で、ベトナムに送られるようにできている。しかも、これはエンジンだけじゃない。その下に「T/M M48

A3」とある。このT/Mというのは何かというと、おたくのほうに英語の略号の辞書がございます。それで引いてみますと、タンク、その次はマシンが入りましてガン、つまり「タンク・マシン・ガン」、これがT/Mであります。だから、戦車用機関銃であります。先ほどの日本の戦車で、三十五トンの61式は百五ミリの砲を載っけておりますが、言うならば戦車マシンガンというわけです。それが二十、これも「RVN」ベトナム行きであります。

それから、その下のほうをずっと見ていただきますとわかります。D i f f M113 A1、このD i f f、差動ブレーキという用語を使ったのがあります。そして、その下を見ますとコンビューターM48 A3、「RVN」に二十一、ベトナム行きであります。その下にレインジファインダー、戦車なんかののぞき窓であります。これも二十一あります。コンビューターM48とレインジファインダーM48、これが同数。

つまりM48は修理をしない、運ばないということが合意されているが、この合意されているM48を、ぶつこわして、エンジンはエンジン、載っかける砲は砲、ファインダーはファインダー、コンビューターを使っておりますが、コンビューターはコンビューターというふうな別に修理して「RVN」、全部仕向け地はベトナムじゃないですか。そこに差し上げました一九七二年十一月二日の日米合意事項の閣議報告、これじゃ、まるっきりベトナムにかかったもいところじゃないですか。

「原則として」と書いてあるといたって、原則が、五十台も六十台もこんなに行かなければならぬことはない。M113を入れれば四百八十一台ある。四百八十一台が例外なんでしょう。M113もあわせて機能は縮小すると書いてある。戦争が終わったベトナムにやらないといっている。原則というのは、ごくわずかに、あればあるということになるわけでありまして。

もう一点、立ったついでですから申し上げてお

きますが、そこにカンボジアがあるというのはどういうわけですか。さっき申し上げました「FY-74」CVA P「コンバット・ビークル・プログラマ」、この中にカンボジアがございます。X M806 E1、カンボジアに片や一台、片や六台。つまり、カンボジアまで車両運送などをすると、カンボジアに武器を持つていくということは、一体どうなっているのかという、そこまでさかのぼって考えてみなければいかぬ問題になるというふうには私は思います。カンボジアに武器を輸送することとは、停戦協定のときに禁ぜられているはずであります。

したがって、そこらのことをあわせて、閣議決定は一体何をやったのだ、仕向け地は明確にベトナムになっている、ここの点を、一体どういうふうな御解釈がございますか。

○大河原(良)政府委員 ただいま申し上げたい資料は、よくまた検討させていただきます。

ただ、一昨年、四十七年十一月二日に、外務大臣が閣議で報告をいたしましたことにつきまして、ただいまいろいろ御指摘がございましたが、確かに、その当時、日米間の了解について外務大臣が報告いたしましたのは、ベトナムの和平成立後におきましては、修理のための戦闘車両の新規搬入は、原則として停止される、またベトナム向けに搬出されることも、原則としてなくなるということがあります。また、また現存の戦闘車両の修理を終えた段階で、相模補給廠の修理機能は大幅に縮小するという了解があったのも、そのとおりでございます。

ただ、この中に「原則として」ということが使われてございすけれども、この「原則として」ということが使われておりますのは、昨年一月二十七日のベトナム協定が発効して以後におきましては、ベトナムからの、あるいはベトナムへの戦闘車両の搬出入というものは、原則としては行なわれないけれども、和平協定第七条に基づき一対一の差ししかえというための措置の場合に

は、搬出入があり得るということであります。また、そのベトナム関係以外からの修理なり整備のための戦闘車両の搬出、搬入、それから補給廠における修理というふうなものは、修理機能が續く限りにおいて続けられるということを踏まえて書かれてあるわけでございます。

そういう意味におきましては、日本側の当時の了解が、相模原の戦闘車両の修理機能というのは逐次整理され、しかも大幅に縮小されてくるというふうな考えられているわけでございます。今日の段階におきまして、当時の了解に従いまして、米側がその方向での縮小計画を進めておるといふふうに了解しておるところでございます。

○大出委員 時間がありませんから多くは申しませんが、私は、こういう日米間の合意事項というのは厳密に守られる必要がある、まずこう思います。原則という限りは、あくまでも原則でございます。私に、ここに「ヴィエトナムにおける戦争の終結及び平和の回復に関する協定及び附属議定書」を持ってきたところであります。和平協定であります。この中で「南ヴィエトナムの両当事者は、南ヴィエトナムの両当事者の合同軍事委員会及び国際管理監視委員会の監視のもとに、休戦後破壊され、破損され又は消耗した武器、弾薬及び軍事物資を同種類、同性能のものの一対一の割合で定期的に取り替えることができる」ということになっている。だから、米軍が計画を立てたこの戦闘車両の修理計画は、前の計画と比べて減っていない。そうすると、初めから戦闘が継続されることを予測して修理計画が立てられていることになる。

じゃ閣議に報告をされ、了解をされている両国間の了解事項、合意事項というのはい体何だ。そんなばかなことがあるかということになる。そうでしょう。七四会計年度というのは、七月から六月まで、その間に四百八十台なんということになる。これは、いままでと一つも変わりはない。そんなことを初めから予測して、計画を立てて、修理をして運んでいく。仕向け先まではつき

りきまっている。一対一の割合で破損した場合には取りかえるなどといった性格のものじゃない。明らかにこれは日本とアメリカの合意に反する。

もう一つ、カンボジアの問題でありますけれども、カンボジアも、この停戦協定の二十条に明確になつていないじゃないですか。「諸外国は、カンボディア及びラオスにおける一切の軍事活動を止めなければならぬ。すなわち、これら諸国は、カンボディア及びラオスから全面的に撤退するとともに、両国に部隊、軍事顧問、軍事要員、武器、弾薬及び軍事資材を再び導入することを慎まなければならぬ」。こうなっている。「慎まなければならぬ」。さっぱり慎んじやないことになる。現実に通んでいけば、ということになる。これは日本の立場で、何もカンボジアのロンドン・ノル政権にいまさら協力しなければならぬことはない。これはこの国の将来のために、アメリカ側にびしっと、両国の合意があるんですから、それに基づいてものを言わなければならぬ筋合いのものです。

部品に分解して、かつてに直して、向こうに一緒にどこかへ持っていくって、つなぎ合わせれば一台になってしまふなんというようなことを、M48について平気でやらしておいて、この間のおたくの参事官の答弁では、M48は、自今、一切運んでおりませんとか、修理しておりません、修理しておりませんといったって、エンジンから砲から、みんな別々に修理したら一緒じゃないですか。そんなべらぼうな話がありますか。あなた、だまっているわけにいかぬじゃないですか。いかがでございますか。

○大河原(農)政府委員 一昨年十一月に、日米間の了解に基づきまして、外務大臣が閣議に報告いたしました事項は、先ほど御答弁申し上げたとおりでございます。日本側の了解は、原則として、いま申し上げたような措置がとられるということです。ことであつたわけでございます。

昨年の春、ベトナムの和平協定が成立しまして以後の、いわゆる一対一の差しかえの問題について

て、どういふふうに考えるべきかということにつ
きましても、国会で御議論をいただいております
が、当時、米側に確かめましたところ、米側とし
ましては、和平協定の規定に従った措置をとって
いる、しかしながら、現実の問題として、國際監
視委員會の機能が十分に働いておらない、あるい
は二者軍事委員會の活動が十分に機能しておら
ないといふふうないろいろな状況のもとに、ベト
ナムの和平協定の規定そのものが厳格な意味にお
いて履行されていない側面はあるけれども、趣旨に
おいて、米側としまして、和平協定の規定に反す
るような措置をとっている事実はないということ
を、米側は伝えてきておったわけでございませ
ん、私どもは、そういうふうな米側の説明を受け
ておったわけでございます。

そこで、ただいまちょうだいいたしました資料をどういうふうに読むべきか、これを、いかに理解すべきかというふうなことにつきましては、十分検討させていただきたいと考えております。

○大出委員　これは原則的に了解をして、しかも基地そのものが、こういう過密な地域、市のたいへん重要な地域にある基地でございますから、したがって、経済的、社会的な発展にかんがみ、この地域に多くの米軍施設、区域が存在をするのは問題なので、その整理統合を検討する、ここまでの合意でしょう。しかし整理統合の検討どころでない。いま大河原さんの言った答弁からすれば、協定がそのとおり守られていない、だから、従前とおりの修理計画を立てて実行すると言うのならば、原則というのは全く意味がない。それならば、そのことを再度話し合つて明らかにする責

任が、日本政府側にあるじゃないですか。それを、施設庁の、さっきの平井さんの答弁じゃないけれども、何をどういうふうにやっているんだか明らかにしろと言ったら、そういうことはお答えできない、知らせられない、そういうことで済んでしまうというふざけた話はない。やはり、この合意事項のようにいかにないならないような釈明のしかたが、相手方にあつてしかるべきだ。

し、対国民という立場に立って、政府は、そのことについてこうなんだということを、明らかにする責任があるんですよ。しかも仕向け地はどこだと言ったって、あなたのほうは一生懸命、知っているのか知らないのかわからぬけれども、隠すだけじゃしょうがないじゃないですか。

そんなことを言ったって、ここにきょう出ていく船がある。船の名前を言いましょ。二十八日出港——きょうです。「プロストロム」、スベルを申し上げますと「BROSTROM」、米国船です。寄港先が岩国、釜山、沖縄、台湾の基隆、そこから先は書いて消してある。私が、前にこれはちゃんと報告を求めている、わかってるんだ、こういうけちなまねをさせちゃいけませんですよ。送り状の中で、そこから先は消している。そんなふざけた話はないじゃないですか。いままで

の、これはベトナム行きのルートなんだ、さんざんぼくら調べて知り過ぎている。この中にM42を載せている、装甲車もある。これは、もう一隻、きょう出ていくやつも載っているけれども、それはアメリカ本土へ行くやつとはつきりしている。

「二十八日出港予定」「ジェームス号」、これはアメリカです。米本国に帰ることが明確になっている。こっちはほうは。本国に帰るやつは明確にしておいて、ほかに行くやつは、そこから先消しておけばかはないでしょう。やることがそく千万。

しかも、もう一つ、三月二十四日、二十五日、私が質問したすぐあと。この二十四日から二十五日にかけて三回、二十八台運び出している。夜の十時四十五分から十一時十台、午前一時十五分から一時三十分九台、午前三時五十分から午前四時九台、こういうわけであります。M¹¹³とM⁵⁷⁷、計二十八台、運んだのはセミトレーラーです。

そうかと思うと、ここにございます資料を見ますと、この戦車の運び出し、船積み、臨時雇いで雇われて働いている人がちゃんと報告している。場所はノースピア、日当四千三百五十円ももらっている。ノースピアにある倉庫から、戦車を一台一台牽引車で引き出している。たいへんに監視

がきびしい。米国籍の貨物船「パイオニア」が「マンダー号」に、起重機でつるし上げて船底に積み込む作業。仕事は班単位になっておりまして、一班が八人と十人、四班あります。一班のうち班長を含めて二人が常雇い、あとは全部日雇い。昼食を食べに行くのでも氏名チェックをする。作業は見えないように船の陰でやるようにと言われる。朝八時半から始まり、午前十一時四十五分までが午前の部、昼食と昼休みのあと、午後一時から四時四十五分までが午後の部。一班で一日十台のところへ十二台のところとある、積み込み班が。約四十台積み込んだ。船底に四つのコンパクトがあつて、それぞれ三段になっておつて、さらに一つの一つがまん中で仕切られている。戦車が積み込みやすいようにできている。この積み込みをやつたのは三月の十五日です。

そこでいろいろな聞いてみている、どこに持っていくんだと言つて。ところが、ベトナムだと言つちやいけない。聞かないでくれ。こういうことまでして、こつそり運ぶというようなことを平気でやっているのを、二国間協定、合意事項があつて、ああいうことでいろいろ國民の関心を呼んでまとまつたものを、それがいつの間にかやみで行なわれる、しり抜けになつてゐるというのを放任はできないじゃないですか。

時間がありませんから、問題点を指摘をいたしました、これはアメリカ局長、そこに資料を差し上げたのでございまして、それは、さっき申し上げましたように、私、原文をいただいて、私のリコピーとつたのですから間違いない。だから、その点は、アメリカ側にただすものはただして、明確にさせていただきたい。

原則くずれたりというならくずれたりで、バリ協定がそのまま行われていないから、したがって、戦闘が続いている、中部高原等で大きな戦闘もあった、レインジャー部隊の大隊が全滅するなという騒ぎもあった、だから、どうしても修理しなくてはならぬのだ、M48そのままのかっこうで送ったんじゃないから、部品に分解

してエンジンから始まって、個々に直して送っているんだということを明らかにしてください。

その上で、過密な地域であり、重要な地域でありするんですから、しかも国際的に見て、日本がここから先なおかつカンボジアまでお手伝いすることはないんですから、そこらのことを、一体、政府はどう考えるかということ、ひとつ明らかにしていただきたい。これは、あらためて御回答いただきたい。いかがでございますか。

○大河原(良)政府委員 ベトナムにしましては、先ほど御答弁申しましたように、一対一の差しかえというワケがきまつているわけでございまして、無軌道に、無原則に、またあるいはしり抜けにというかつこうでの搬出が行なわれているとは、私も承知しておりませんし、また、そういうことがあつてはいけないことであると考えております。

また、相模補給廠の修理機能の問題につきましては、これは漸次縮小し、最終的には大幅な縮小というところが、方向として持たれているわけでございまして、その点に何の変更もないというふうには私も承知したいと思っております。

たとえば、昨年の六月の末に、相模補給廠の修理部門に従事しておりました整備局の人員の数が、千三百名ちょっとこえておったと思っておりますけれども、その後、昨年の暮れ以来、この部門の整理が発表されて、この五月の末には、その人員が約四百名弱ということに縮小されるというふうに承知いたしております。したがって、相模補給廠における戦闘車両の修理部門は、このように現実には縮小の方向に向かつておられ、さらにそれがまた縮小の方向にいくものであろう、こういうふうにご考えておるところでございます。

また、一昨年十一月の閣議報告の中にございました、相模原周辺における基地の整理統合の問題につきましましては、いわゆる関東平野計画というものが、昨年の一月の日米安保協議委員会でも原則的な合意を見ておりますし、そのような形でキャンプ淵野辺あるいは医療センター、こういうふうな

ものの移設、そういうふうなことが具体的な日程にのぼっている、こういうことを申し上げさせていただきます。と思います。

○大出委員 終わりますが、大河原さん、カンボジアに持っていくことは、これは二十条にひつかかりますよ。慎むべきだとなっている。

それと、あなたは、仕向け地をきくの委員会で、わからぬというので、一生懸命答へなかつた。だが、そこに仕向け地が書いてある。そこらは、やはり明らかにさせる必要があるのじゃないですか。そうでしょう。だから、アメリカ側に、そのところは、一体一対一なのか、その計画からいけば、一対一なんて考えられやしませんよ。そこらは一対一なんて考えているのか、これは明らかにしていただかなければ、これは責任上困るじゃないですか、私が質問しているのに。

それと、もう一つ、相模原基地を縮小した場合に、自衛隊との共同使用という考え方がちらほら耳に入る。米軍は、あれを放したくない。これは横須賀だつてそうじゃないですか。最後までそれでもめて、S R Fの問題は。だから、そういうことになる、あの補給廠というものが、自衛隊と共同使用の形にしておいて、米軍が使っていく。ベトナム戦争の度合いに依り、カンボジアの戦争の度合いに依り、相変わらず運んできて修理させる。世間体が悪ければ部品に分解したつてやれるんだ、そういうことになってしまったのでは、これは意味がない。そこらのところは、大臣いかがでございますか。

○山中国務大臣 自衛隊としては、往年の軍のようには、造兵工廠みたいな、そういうものを持つ気持ちはありませんし、相模補給廠の問題については、もし米軍が返還もしくは二四(四)かに持ち込んでくるというふうなことがありまして、いまのところ、そういうことを聞いておりませんが、自衛隊が使うという意思は持っておりません。

○大出委員 大河原さん、そこところは、アメリカ側を確かめてください。

○大河原(良)政府委員 資料をちょうだいいたした

ましたので、これをよく、読み方でございますか、そういうふうな点を含めまして、当たつてみたいと思ひます。

○大出委員 ざひひとつ、やはり合意したものはそのように守られていきませんと、地域住民の立場からすれば、捨ておけぬことになりす。また、日本という国そのものを考えた場合にも、どうもカンボジアにまで修理して持つていくものを、日本の国内で修理させていたなんということは感心しない。そういう点を含めまして、これは十分お調べをいただいて、さらにひとつ、後刻回答をいただきますようにお願いいたします、終わります。

○徳安委員長 中路雅弘君。
○中路委員 きょうは、時間が限られていますので、前回の残しました問題について、幾つか御質問したいと思ひます。

前回、北海道の石狩の社会福祉施設に働く青年職員が、自衛隊の広報官にデパートで勧誘を受けた、駐屯地に四日間連れ込まれて入隊勧誘をされた、家族から搜索願ひも出ていたわけですが、四日間行方不明になっていたという問題について、長官も、これは行き過ぎだ、こういう勧誘方法はまずいという御答弁をされたわけですが、これと関連してひとつお聞きしたいのは、自衛隊の募集方法の問題について、二等の陸海空士の一般隊員の募集の問題ですが、師団別に募集の状況の変化をまずお聞きしたいのです。資料もいただいたわけですが、全部をお尋ねしていると、時間もあれですから、この数年の傾向の問題で、たとえば四十一年をとりまして、四十七年まで資料をいただいたのですが、自衛隊募集の師団別募集の状況です。

最初に、志願です。いまの自衛隊は志願制ですが、この自主志願によって自衛隊に入隊をされた、これだけは毎年の変化を教えてください。自主志願によるパーセントでいいんですが、入隊者はどういふ変化を示しているか、最初に教えていた

だきたい。

○高瀬(忠)政府委員 自衛隊の隊員の募集は、すべて隊員の自主的な意思に基づきまして入ることでございますから、そういう広い意味では、みな自主志願ということでございますけれども、だれの勧誘も受けずに、あるいは特別な深い関係もなしに、ほんとうに自分から進んで自衛隊の窓口に来たというふうなものを、かりに狭い意味で自主志願ということと申し上げますと、四十一年では自主志願のパーセンテージは約三四%でございまして、四十二年以降だんだん減つてまいりました。四十二年が二五%、四十三年が一九%、四十四年が一七%、四十五年が一四%、四十六年が一三%、四十七年が一〇%というふうなことで、四十一年と四十七年を比べると約三分の一というふうな形に相なっております。

○中路委員 志願別といひますか、これで分けますと、自主志願というのが四十一年の三四%から毎年減つてまいりまして、いまお話しのように四十七年は一〇%、四十一年に比しますと三分の一以下に減つて、四十一年が幾らで四十七年幾らというところでいいですが、高等学校など学校の紹介で入隊したというのを、四十一年度と昨年度と比べてだけパーセントで教えていただきたい。

○高瀬(忠)政府委員 学校の紹介で自衛隊に入りましたのが、四十一年は約二〇%でございまして、四十七年度が約五%でございまして、いまのお話のように二〇%から五%と激減をしているわけですね。

先日の質問と関連するのですが、ふえてきているのが市街地勧誘といひますか、街頭で人通りのような形で話しかけて試験を受けさせるという方法ですが、いただいた資料では、市街地広報なん

て書いてありますが、市街地広報というのは、まあ勧誘でしょう、広報というのじゃなく。この市街地勧誘で、同じように四十一年度がどれぐらいで、昨年度は幾らになっておるか、これもパー

セントでいいですか。

○高瀬(忠)政府委員 市街地広報によりまして、自衛隊に入りました者の数は、四十一年が三%、四十七年が一七%でございます。

○中略委員 非常なふえ方をしているのが、この市街地勧誘ですね。いまお話しのように、四十一年度約三%、昨年度一七%はこえていますから五倍になっています。

参考までに、もう一つお尋ねしておきたいのですが、いわゆる縁故募集といいますが、つてをたよりにより家へ行って説得するとか、秋の農繁期に隊員は故郷へ一べん帰らして募集するという方法だと思ふんですが、この縁故募集もふえていたと思ふんですが、四十一年度と四十七年度をやはりパーセントで……。

○高瀬(忠)政府委員 縁故募集は四十一年が約二四%、それから四十七年が約五〇%でございます。

○中略委員 あと幾らかありますけれども、特徴的なのは、いまお話しのように、自主志願あるいは学校の紹介、これが激減をして、街頭での勧誘、都市の市街地での勧誘と農村等での縁故募集、これも倍になっていますね。倍以上にふえている。自衛隊は本来、懇願制じゃなくて、志願制なわけですね。これが自衛隊のたてまえですからね。その志願制が、この街頭等も含めて、募集業務をやるわけですが、この街頭等も含めて、募集業務をやるのは、地方連絡部だと思ふんですが、現在、地方連絡部の定員あるいは実際に仕事をしている人員というのはどれぐらいですか。

○高瀬(忠)政府委員 地方連絡部の、いわゆる編成上の定員は八百九十一名でございますが、その他に陸海空の部隊等から応援を得て募集業務をやっておりますが、その応援の数が二千二百八十五名ということでございます。

○中略委員 先日、北海道のことと関連してお話ししましたが、この問題で私たちの代表が、北部方面の総監部にお話に行ったときに、札幌をはじめとした四つの地方連絡部では、そのときのお話では、今年度二千三百人の募集目標があるわけ

ですが、私服のこういう勧誘員を派遣しているのが三百名から四百名だということを、総監部の大西という方がお話しになっていたということです。それで、皆さんのほうに資料をお願いして、

各地方連絡部で、この市街地勧誘といいますが、こういうようなに実際に活動しているのは、北海道はいまお話しがございましたけれども、全国的にどれぐらいの数がこの資料で出ていますが、これは、おおよそでもわからないわけですか。

○高瀬(忠)政府委員 地連に勤務する者とそれから市街地で広報、宣伝する者が同一の人間が入りかわり立ちかわりやっておりますので、外に専門に出てくる者が幾らかという数え的確に把握するということは、非常にむずかしいでございます。そういう意味で、そういう数は出し得ません、こう申し上げたわけでございます。

○中略委員 この市街地勧誘の行き過ぎについては、一般新聞にもしばしば報道されることですが、最近出ていた新聞でも、一般の部隊でも、秋の農繁期になると、出かせぎ者の帰郷する時期に、募集の応援に出かける、あるところでは訓練を一週間程度やめて、人集めに縁故者をたよって帰郷する、自衛隊というものは、募集のためにあるような状態だというような記事を書いた新聞もあります。

これは朝日新聞が何かに報道されていまして、東京の場合、募集目標三千人で、東京地連に約二百人の広報官が配置されて、これが上野だとか新宿、蒲田、渋谷、池袋などの盛り場に、常時十人近くが張り込んでいるという記事が出ていました。その中の一人だと思ひますが、宮田という上野担当の一曹の話が、三月二十三日の朝日新聞に出ていました。「上野公園が得意の場所、プレザーコートにネクタイの一見刑事風だ。若い男をみつけると「自衛隊のパンフレット見ませんか」と声を掛ける。受け取ってくれれば脈がある。パンチに誘って「最初の給料は衣食住つきで四万三千五百円……」と話し込めればなお有望。

「試験を受けてみなさいよ」と事務所へ連れて行く。勤め人が多いので、元の雇い主が「引き抜きだ」と怒ることが多く、あとの世話も大変。月に二人を入隊させるのが広報官の平均だ。」この人は、自衛隊に入ってから十六年、募集を始めて四年半ですが、四月以来三十五人を入隊させた。「そのために夏は朝六時、冬は八時から上野公園を歩き回る。夜は家へ行って家族や雇い主の説得など九時か十時までの勤務が普通。日曜出勤も多い。」「休日は月に平均一回、一日の勤務時間平均十四時間。自衛官には時間外手当はない。手土産、喫茶店の払いなど個人の支出が月七千円。」というような記事も出ています。

こういう募集のやり方ですね、街頭での一例をあげましたが、これが、しかもいま五倍になってきているわけですね。先日、例にあげました北海道の場合も、施設で働いている青年を街頭で誘う。そして五日目に給料を取りに行ったのについてきたその誘った自衛官が、最初は親類の者だと言った身分も名もない。長官は、どうして身分を名づけないのか、ふしぎだという話がありましたけれども、やっぱりこういう無理な勧誘の方法をやっているということ自身に本人も矛盾を持っています。だから、おそらくその場ですぐ身分も名もないというふうな気持ちもあるのではないかと。あくまで本来の志願制というたてまえをとっていくとすれば、街頭の盛り場で手配師と争って勧誘をしていくというやり方、しかも、それがいま自衛隊員募集の主要な手段になってきている、これは、やっぱり根本的に検討して見る必要がある、こういうことはやるべきだと私は思います。このような募集方法が、自主志願よりもはるかに多いという入隊方法ですね、この際、この募集のあり方について、根本的に検討する必要があると思ふのですが、この点についての長官のお考えをお聞きしたいと思います。

○山中国務大臣 これは数字を歴年あげて、いろいろな募集の種別に推移を聞いていただきましたとおり、わが自衛隊にとっては、最大の悩みの一つであるということは、結論においては私も同じです。自主志願してくる者が少なくなる、これは若い適給期の青年諸君が、いまの自衛隊というものをどういうふうに見ておるかということの一つのあらわれでもありますし、あるいはまたアメリカも、昨年、志願兵制に切りかえていろいろと苦労をしているようですが、それでもまだ恵まれていると思つて私は見ました。それは学校等に行つて、学校の許可をもちろんで、教室等で行つて、広報をやらしてもらつておる。ところが、わが国においては、かつてはやらしてもらつておったわけではありますが、だんだんそういうこともできにくくなりましたし、学校の推薦等も、私学等には、まだそういう便宜をはかつてくださるところもありませんが、公立等においては、そういう傾向が逆に少なくなっている。

こういう中で、少なくとも隊員の自給自足というところに努力しなければならぬ私たちとして、ただ、むだな定員をもつてむだな編成あるいは実際の戦闘から考えれば、架空編成みたいなもので自己満足しておるわけにはまいらぬわけでありまして、やはり充足への努力はしなければならぬ。縁故募集というのは、私はそういう責められるべきことではないと思ふのです。やはり自分の同級生とか親戚の者とか、入つてみると、きつことはきつつけけれども、いまの一般の社会にない規律正しいすがすがしさもあるぞ、あるいは一期つとめると、そういう規律正しさ、礼儀正しさ、あるいは命ぜられた仕事に対する責務を完遂する義務感、こういうものが、一般社会では現実には会社等で評価されていることも事実ですから、そういうことで縁故募集等が行なわれるということは、今後もあり得ると思ふのです。また街頭勧誘募集方法等についても、本人の意に反するようなことがあつてはならないし、また、それを別な角度からとらえますと、隊員の質の問題にもなります。私は、先般もお答えしたと思うのですが、アメリカの上院等は、知能指数を四つのランクに分けて、最低の知能指数の者が、一八%以上になつて

はならぬというように、志願兵制になったときに条件もつけておるようです。また反面、議会のほうで高校卒業生は五三〇というようなきびしい条件をつけられて、逆に軍のほうがあつておるのがアメリカのようでありますが、私どもとしては、なるべく質のいい隊員、できれば自衛隊に入つて任期を無事につとめ上げて、なお、その使命感を自覚して、自衛隊で自分の生涯を送らうという、そういう青年諸君によくい来てもらうことが希望でありますから、それに沿うためには、募集の手段、方法はよく考えなければならぬと思うのです。

北海道の例をたびたびあげられるのですけれども、これは私も疑問に思つて、まさか本人を強制的に宿泊せたりなどして、隊内にどめたたてはあつたといふことで調べたのですが、それは本人が、いや自分のほう泊りますという手段のほうを申し出たものでありますから、そのことは間違いないと思うのですが、いづれにしても、募集のしかたといふものを、いままでの、たとえば自衛隊の内規によつて、非常にたくさん募集の実績のある者を表彰する、そういうあり方をやめようといふことを私は言つておきます。といふことは、問題は、質のいい隊員を、しかも手段も非常に合法——非合法の問題はありますが、きつめて妥当な手段でもって確保してくれた実績を持つ者を、表彰の対象にしなければいかぬ、こういうようなことを言つておきますけれども、しかし現実には、現在の若い青年諸君に、長髪を刈らして自衛隊の服を着せるところまで決心させるのには、なかなか容易なことではないといふことがありますので、行き過ぎのないように注意しながら、なおかつ充足への努力は続けてまいりたい。私どものいま一番悩んでいるところであるといふことを、重ねて申し上げておきます。

○中路委員 もう一つだけ、関連して例にあげておきたいのですが、これは昨年の十一月の下旬、新潟であつた問題で、皆さんも御存じだと思ひますが、心身障害者施設出身の、勧誘されて入隊した若い陸上自衛隊員が、休みのときに、もとの施設に戻つて、後輩である同じ施設の八歳の少女を連れ出して、暴行致死に至らした事件というのがあります。この問題を報道している各新聞を見ましても、一番の問題は、自衛隊の、新聞のそのとおりで言いますと「キャッチ作戦に問題があるのだ」といふことを書いておられるわけですね。獲得のやり方、街頭でこのやうなやり方ですね。しかも本人が、入隊する際に受ける試験というのが、これは、いづれ何かの機会に、もう少し入隊のときの試験の方法等についてもお尋ねしたいと思ひますけれども、せいぜい体重だとか視力をはかる身体検査と簡単な身上調査程度だといふこともありまして、こういう精神鑑定といふものはやられていない。武器を持つわけですから、精神に障害がある者が、武器を扱う自衛官としてまかり通つては、逆に国民にとっては非常な危険を感じるわけですね。

た若い陸上自衛隊員が、休みのときに、もとの施設に戻つて、後輩である同じ施設の八歳の少女を連れ出して、暴行致死に至らした事件というのがあります。この問題を報道している各新聞を見ましても、一番の問題は、自衛隊の、新聞のそのとおりで言いますと「キャッチ作戦に問題があるのだ」といふことを書いておられるわけですね。獲得のやり方、街頭でこのやうなやり方ですね。しかも本人が、入隊する際に受ける試験というのが、これは、いづれ何かの機会に、もう少し入隊のときの試験の方法等についてもお尋ねしたいと思ひますけれども、せいぜい体重だとか視力をはかる身体検査と簡単な身上調査程度だといふこともありまして、こういう精神鑑定といふものはやられていない。武器を持つわけですから、精神に障害がある者が、武器を扱う自衛官としてまかり通つては、逆に国民にとっては非常な危険を感じるわけですね。

こういう事件まで起きる、こういうことも、私は、いまのこのやうな自衛隊員募集の手段、特に街頭でこのやうなやり方、悪くいえば人狩り的なやり方、これと深く関連がある問題ですから、個々に起きた問題について、これは行き過ぎであつたといふ問題だけではなくて、しかも、この数年間見ましたら、自主志願が三分の一になり、いまの街頭での市街地勧誘が五倍からにふえてきておる。それが主要な手段になつてきておる。ここに重要な問題があるので、私は、個々の問題の対策というだけではなくて、市街地勧誘、少なくとも街頭で張り込みをやつて、盛り場で人を勧誘するというやり方はやめるべきだと思ひます。こういう立場でひとつ、根本的な検討をお願いしたいと考えるわけですが、この問題についてもう一言……

○山中務大臣 できるならば、そういうことをしないでやりたいと思ひますが、しかしながら、充足のための目標達成というものは、努力をしなければならぬので、街頭でも、そういう相談をして、本人が納得をするといふことであれば、その手段をやめることは、私としては、そう簡単にはまいらないと思ふのです。しかし、そのほうに安易に流れて、本来、努力しなければならぬ募集の分野をないがしろにすることのないようにしなければならぬと思ひます。

また、その精神施設の少女を死に至らした事件は、一般の人間としても、ましてや、いまおっしゃつたやうに、武装集団である自衛隊に入つていた者として、何としても申し開きのできないことである。今後、そのやうなことがないように、一つの重要な教訓として受けとめておるつもりであります。

○中路委員 私は、この問題とも関連があると思ふので、あと二、三お尋ねしたいのですが、自衛隊員による刑事事件あるいは道交法違反その他ありますが、たとえば四十七年度の刑事事件の発生件数、四十七年度の発生件数、これについて、どういふふうになつておるか、簡単に……

○高瀬忠政府委員 隊員による刑事事件の発生件数でございますが、四十二年には八百七十二件ございました。四十七年には千八百二十二件といふことになつております。

○中路委員 これも、いただいた資料を見ますと、いまお話しのように、四十二年の八百七十二件から四十七年の千八百二十二件まで、毎年増加をしてきておるわけですね。私がそのときお願いしたのは、刑事事件の内容、窃盗、強盗とか、あるいは傷害致死とかいろいろあるわけですが、一応この刑事事件の中身にわたつて簡潔に教えていただきたいとお願いしたのですが、それが資料に出ていないのです。これは、おわかりにならないのですか。

○高瀬忠政府委員 私ども内部的には、服務指導あるいは教育指導上ある程度の統計はとつておりますけれども、これは部内の服務指導の参考にし、教育上の諸対策を立てるときに参考というところで、その原因とか動機とか、機微にわたるものもございまして、これは部外に對しまして、公表は差し控えたいという気持ちで、実は大まかな数字はございまして、正確に申し上げることはできませんので、一応発生件数だけ資料として提出させていただきます。

○中路委員 刑事事件の内容についても、いまの自衛隊の現状あるいは社会人としても問題のあるやうな事件のほうで、むしろふえてきておるわけですね。そういう点で私はお願いしたわけですが、けれども、もし、いまのやうなお話でしたら、たとえば理事会の中にだけでも、資料で出していたかどうかといふことはかいていただきたいのです。

たえば、これは海上自衛隊公報の写しですが、四十五年一月から十二月まで、わざわざ秘密版となつておりますが、この海上自衛隊の公報を見ますと、区分をして詳しく統計がとられていまして、窃盗、強盗、傷害、傷害致死、過失致死、強姦、わいせつ、詐欺、横領、こういうやうに分けて出ていますけれども、これを見ましても、これは年度で見ますと、たとえば昭和三十九年百六十六件、昭和四十四年には二百九十七件、一つずつ区分してありますが、いま申し上げたのを合計しますとふえておる。こういうことも、各自衛隊でおそらくとつておられるのではないかと私は思ひます。

そこで、委員長にお願ひしたいのですが、一般に公開するといふのは、いまお話しされたやうに、問題もあるといふことになれば、自衛隊の隊員の刑事事件、これが、いま増加していることは明らかになつておるわけですが、どういふ内容の刑事事件があるのかという資料を、理事会の中で出していただくといふことをはかつていただきたい。

○徳安委員長 承知しました。

○中路委員 きょうは、約束の時間が限られておるものですから、それと関連して、先日、私、沖縄に行つたものですから、一、二点、現地で聞いた問題でお尋ねしておきたいのですが、向こうへ行きまして、陸上自衛隊の鬼沢司令にも現状のお話を聞きました。

その際に、最近の自衛隊と沖縄県民との間はどう

うかという視察の議員さんの質問に、鬼沢さんが自分の例をあげてお話しになって、非常によくなってきた、最近タクシーに乗って、その運転手さんに、自分のうちでお茶を出して話を聞いたら、自衛隊はタクシーに乗ればすぐわかる、礼儀もあるし節度もある、商社マンに比べれば一見してわかるという、いま非常におほめを受けているんだというような説明もあったのですけれども、この前、視察に行ったときに、沖縄の人権協会の人からも訴えられた問題で、最近のことだけお話ししますと、たとえば二月十八日に起きた問題です。

中身は、簡潔にしますが、陸上自衛隊の高村という三曹が、タクシーをみぞに転落させた、接触して交通事故を起こしたわけです。コザ警察で、追い越そうとして通行区分違反で、加害者として罰金が出ていたわけですが、これについて、陸上自衛隊の一〇一後方支援隊所属の防衛事務官三人が、浦添市の「ひまわりタクシー」の社長を訪れて、自衛隊は国の機関だから、警察の調査は参考程度だということで、自衛隊の調査によると、両方に問題があった、だから、双方で修理をして、事故がなかったことにするのが一番いい方法だというふうな話にきたというので、この社長が人権協会に訴えまして、これは金の問題じゃない、警察の処理にさえ従わない、一方的に圧力をかけて、ぬれぎぬを着せようとするのは、復帰前の米軍と同じような考えじゃないかということで訴えが、人権協会でも調査をしているという話を聞いたのですが、この問題については、実際どういう事情だったのか。

ここで訴えられているように、自衛隊は国の機関だから、交通事故を起こしても、警察の調査は参考でいいんだというように、圧力をかけるといふことになれば、訴えられているように、復帰前の米軍と同様じゃないかというような憤激が起きているのは、当然のことだと思うのですが、一言この問題について、もし事情がおわかりでしたら、お聞きしておきたい。

○高瀬(忠)政府委員 いまの事故が起きました

て、それで右路側帯を自衛隊の車が走っておりまして、通行区分の規制違反ということで反則金を告知されております。

いまお話しした那覇の自衛隊の事務官が参りましたのは、そういった事故が起ったので、反則金は課せられておりますけれども、その事情をよく聞いて、そうして、わがほうでやるべきことがあったらやりましょうというように、警察はどうかでございまして、ただいまのように、警察はどうであろうともいいんだというように、警察はどうかでございまして、自衛官は、そういう話になれていまして、相手の者とスムーズな話をしようというところで参ったわけでございます。いまのような事情ではないと思っております。

この問題は、三月の十三日に、タクシーの損害額五万二千八百円を払うということで、相手の会社と和解が成立しております。

○中略委員 もう一つ、これも、やはり同じ時期のことで、労働組合から話を聞いたのですが、二月の十三日にあったのですが、那覇の電報電話局に、夜、午前二時ごろ、福岡に電話したいということで、自衛隊員が来て、女子の職員に何をぐずぐずしているのだということで、あとから三人になつて——これは酒を飲んでたそうですが、どなり込んで、案内係の氏名を言えとか上司を出せとか、たたき出してやるとか、組合の話ですと、そういう暴言を吐いて、局の電信局長が自宅からかけつける、パトカーが出動するという騒ぎになつて、一応その場は謝罪をして引き揚げたという問題ですが、深夜に女子組合員をおどしたりする、こういう行為は許せないということで、この自衛隊員の所属や氏名を明らかにしてもらって、抗議をしたいという強い要請もありましたけれども、この問題について、沖縄の自衛隊員だと思えますけれども、あとで明確にこの問題について処置されたかどうか。

○高瀬(忠)政府委員 電電公社から、いまのような連絡を受けまして、自衛隊では、直ちに沖縄におります陸、海、空の部隊におきまして、営内に

居住している二千三百名のうちで、当日、特別外出をした者あるいは休暇中の者あるいはそのほか営外者であった者等につきまして、全体につきまして、一人一人当日の状況につきまして、詳細に調べました。その後、沖縄の実警察にも依頼をし、それから電々公社に参りまして、その次長という人にも会って、人相その他につきましても、いろいろ聞きまして、いまのような調査をしたわけでございますけれども、私どももいたしましては、徹底的には調べましたけれども、そういった該当者は、わが自衛隊には発見されませんでした。

○中略委員 いまのお話ですと、まだ——自衛隊員であったことには間違いないんですけども、はつきり犯人はわからないそうですが、こういう事故が非常に多いわけですね。私は、神奈川県にいたわけでも、ことしになってからでも、私のところに来ていたのも、一、二件あります。たとえば、これは新聞にも出ておりました、厚木で自衛隊員が幼稚園児をひき逃げした。あとでこれは逮捕されましたけれども、無免許運転であつたから逃げたというように、どつたとか、いろいろこういう問題が多いわけですが、事件を見ますと、社会的な一般の通念といえますか、常識——事故といえますか刑事事件になつている問題は、先ほど資料で出されたように、件数も非常にふえています。

そういう点で、自衛隊員の日常の教育といった問題について、これは松本議員が、だいたい予算委員会でも質問しましたけれども、反共教育といううなことでなくて、もっと社会常識を徹底させるというふうな意味での教育が必要ではないかというふうな思ひなのですが、終わりに、その点について長官の御見解をひとつお聞きしたい。

○山中(務)大臣 先ほどの電話局の問題ですが、これは福岡に電話をかけた者がいるかどうか、福岡に電話をかけるような知人を持つ者がいるかどうかまで含めて全部——予算委員会でも、上原康助委員から質問があったのですから、徹底的に調べ

ました。しかしながら、そのような客観的な傍証も存在しない。したがって、結論的にいうならば、自衛隊員ではなかったと私たちは確信を持つことができません。この事件については、そう申し上げておきます。

しかしながら、その他あげられた数々の事故については、全国に散らばっております二十数万の若い集団でありまして、毎日「事故速報」を私は手元にあげておりますし、その処分については、月報でもっていかなる処分をしたかを、陸、海、空すべてについて、またその処分に疑問があれば、私から、あらためて命令を下すなどして、これらの犯罪とか、いやしくも国民のために存在するはずの自衛隊が、国民に危害を加える存在に、一人であつてもなつてはならない、これに反することは、非常に重大な問題でありますから、その点は、まことにきびしいことをやっておりますつもりであります。

しかし、たとえば飲酒等の問題をとりえてみても、酒さえ飲んではいけないというふうな事故をずいぶん起こしております。一例をあげますと、私、習志野の空挺団に予告なしに参りました、ふだんの訓練を見ました。私から見ると、よくやっておりました。その連中に訓示をいたしまして、諸君は、その任務の性格上も、訓練からも、非常に身体強壮であつて英気はつらつとおる、しかし、それらは、ともすれば、不必要なことまで冒険をしようという気持ちに結びつくおそれもある、昨年起こりましたが、パラセール訓練中に、使用してならないかきを使用して死んだ者がおりました、その者を責めるつもりはない、しかし、そういうことも、やはりやつてはならないことというところは、自覚しなければいけません、自分をコントロールすることはむずかしいが、ことに最近、たびたび訓示、通達等を出しておるとおり、飲酒というところに注意してもらいたい、酒を飲むと、まづ先に麻痺するものは理性であり、自己制御力が落ちるのだということを訓示しまして、そして帰ってきて三日目には「習志野隊

員、飲酒泥酔の上、部外者と乱闘」という報告が上がつてまいりました。私も瞬間がつくりきたのですが……（上原委員「親分に学んだのだ」と呼ぶ）そんな失礼なことは言わぬでください。上原君とは幾ら親しくても、そんなことはやめなさいよ。私はまじめにやっておりますのです。

答弁を続けませんが、飲酒というのは、やはり階級の下下にかかわらず、個人差が非常にあります。しかし、これは私、繰り返して、繰り返して言うべきである、言ったことが、どれほど役に立ったか統計には出ませんが、もし、そのことをきびしく言い続けていなかったとすれば、もっと多かつたであろうという効果はあると思うのです。したがって、微力ではありますが、一生懸命、隊員たちに対して、そのようなみずからの本来の使命を逆に疑われるような行為に出るようなことのないように戒めてまいるつもりであります。

○中略委員 きょうは、これで終わりますが、いま通達の話も出ました。訓諭ですが、皆さんからいただいた資料を見ても、四十三年から四十八年をとっても、毎年二回か三回は、綱紀粛正の通達というのを年間出しておるわけです。私は、こういうようなのが毎日出ていても、実際の統計で見れば、こういう犯罪、事件も非常に急増しているという中に、先ほどお尋ねしました。また要請もしました、いまの自衛隊員の無理な募集方法、あるいは隊員に対する日常の教育、こういう問題とも非常にかかわり合っているのではないかと、この点について一そう、特に最初お話ししました街頭での募集方法については、私はやめるべきだと思つて、ひとつ根本的な検討をあらわして要請をして、きょうは終わりたいと思つています。

○徳安委員長 上原康助君。
○上原委員 できますれば、提案されている法案の件についても触れたいのですが、どうしても取り上げておかなければいけない問題が二、三ございまして、最初、その点から質問をさせていただきますかと思つています。

実は三月五日の沖特委でも、これから取り上げる問題につきましては、いろいろ施設庁長官あるいは労働部長、またアメリカ局長の御見解などもお尋ねをしましたが、例の牧港補給基地で起きた——去る一月二日に解雇通告を受けて、三月三十一日、きょうは二十八日ですから、あと三日もたてば解雇になるといふせつば詰まった段階まで来ております。

そこで、せんだつての沖特委でのお尋ねの場合、いろいろ議論をいたしました。まず第一点として、正月の二日という公休日に、大量の解雇通告を出している、しかもこの件については、本年になって、一月以降、防衛施設庁あるいは防衛庁長官、また県側にもいろいろお尋ねをしてみましたが、事前に何の予告もなかった、全然知らなかったということが、関係者の方々から言われております。そういう解雇の手続の問題と、正月の二日という公休日を利用して、しかも三月三十一日という日本側の会計年度ぎりぎりにおいて解雇をしていくというやり方に対して、私たちは非常に義憤を感じますし、そのことを容認している政府の姿勢に対しても、非常に疑問を持つわけでございます。

そこで、お尋ねしたいことは、むしろ問題ではあるのだが、解雇の撤回を申し入れてくれということに対しては、なかなかそうはいらない、四月一日以降に延ばせということについては、引き続き最善の努力を払いたいということを、施設庁長官もおっしゃっておりますし、労働部長もそういう趣旨の御発言をなさったかと思つて、この大量解雇について、その後、米側とどのように話し合ひを詰めて、現在の段階はどうなっているのか、その経緯について御説明をいただきたいと思つています。

○田代政府委員 お答えいたします。
過日の沖特委におきまして、牧港を中心としたしまして千三百三十七名の解雇問題につきまして、三月三十一日の期限を延長するという問題と、さらに人数を圧縮するという問題について、

さらに折衝する考えはないかという御意見でございましたので、引き続き努力いたしますという答弁をいたしました。

そこで、その後、私のほうでいろいろ接触をいたしているわけでございますが、期限を延長するという問題につきましては、これは現段階におきまして、きわめてむづかしいという状況でございます。

それから第二の問題といたしまして、人員を圧縮するという問題でございますが、これは現時点におきまして、千三百三十七という当初の数字が、九百五十五名まで下がってきているというのが現状でございます。

○上原委員 そこで、どういふ交渉をなさつてきたかというのを、もう少し具体的に明らかにしていただきたいわけですが、米側といろいろ交渉を重ねてきたのだというのですが、一体、何月何日にだれとどういふ趣旨で話したのか、どのレベルでどういふ問題について話し合ひをなさつたのか。組合側からも、あるいは私個人も直接いろいろ御要望もいたしまして、やっていると、やっていると、今日まで来ているのか、明らかでない面がかなりあるわけですね。ただ、一月二日の、当初の解雇人員数が千三百三十七名、これも通告というより、まあ込みでそれだけの人数を解雇するというだけのことで、個々の雇用員に対しては、それからかなりおくれしているわけです。

これも後ほど議論をしたいわけですが、一体、皆さんがおっしゃっている九十日前の解雇通告ということは、込みで何名解雇するということをだれかに、労管なら労管あるいは該当県にやればよいということなのか、個々の雇用員に対しては、ではどういふふうなことでのいか、そこらも非常に不明確なんです、いまの解雇の手続のやり方というの。

ですから、質問の趣旨を申し上げますけれども、具体的に、この解雇問題が出てから、どのレベルで、どういふ内容で、いついつどういふ交渉をしたのか、全部明らかにしていただきたいと思うのです。

○松崎政府委員 お答えいたします。
私、最初に、座間に米陸軍の司令部がございまして、その米陸軍司令部の人事部長と一月十日、この問題で交渉をいたしております。

内容は、先ほどから私どもの長官が申し上げておりますように、一月二日というお正月、日本人にとっては、めでたいお正月でありまして、そのときに、そういう、実際の解雇の発効そのものではございせんが、事前通告をするというのは、日本人の感情なり慣習なりをあまり考えてない、適当でない措置であるということが一つ。二番目には、いまの解雇の延期ということ、非常に現地から強く要望されているが、これについて考慮ができないかということ。三つ目が、沖繩は昨年、非常にいろいろ人員整理がございまして、かためて千三百名以上というような大量のもの、はじめてでございまして、こういふことについては、陸軍で始末がつかないものについては、海軍なり空軍なり海兵隊なり、いろいろ沖繩に基地がございまして、そこから、そこで配置転換等の措置がとれないか、あるいは希望退職者による振りかえというようなことがとれないか、この三つについて話し合ひをいたしました。

その後、具体的な日には、あとで調べまして御報告申し上げますが、私自身で四回やっております。それは座間とですが、それから別に、一回は府中の米軍司令部のほうとやっております。そのほか私どもの労務部に所属いたします調査官なり、企画課長なり、あるいは連絡官なりという段階で、ちよつと私、数は覚えておりませんが、数回やっております。

これは同一の内容でございまして、その結果、先ほどうちの長官が申し上げましたように、延期の問題につきましては、これまで数年間、非常に繁忙でございました車両の再生業務、そういったものがほぼ終了段階にきた、したがって、人員が余剰になったことなので、仕事はなくなつ

たのに、それに対応する人を置いておくというところはなかなかむずかしい話でございますし、それをお願いするだけの予算もない、そういうことでございまして、これは、いろいろな角度で、それにかかわる措置等もいろいろ協議をいたしましたけれども、なかなかできておりません。

ただ、三番目に話をいたしました実整理者の減少という問題につきましては、一月十日のとき、直ちに座間の陸軍としましては、そういう措置を発動するというところで、実際にその後、大いもので約四回いろいろ発表があったと思えますが、現在、九百五十五人、先ほど聞きますと、九百四十人ぐらゐで、もう少し何とかなるのじゃないかということでございまして、そういう措置が、沖縄の現地の陸、海、空、海兵隊というものを、総合調整いたしまして、行なわれたという結果でございます。

いま現在での最後の折衝日はいつかと申しますと、先週の金曜日でございます。これは私自身の交渉でございます。それから、その前の週の十三日には、現地の沖縄の陸軍の司令官なり空軍の司令官なりに、私も参りまして、希望退職等の振りかえについては、いままでの努力を感謝し、なお今後とも努力を続けてほしい、延期の話については、こういうことを東京で話をしておるんだが、現地のほうでも、東京の司令部のほうから言ってきたときには、よく考えてほしいというようなことを話しております。

○上原委員 いま労務部長から、交渉経過について、お答えがあったわけですが、この件について施設庁長官は、いわゆる府中の在日米軍なり、あるいは陸軍ですから座間の陸軍司令部とお話し合いを持ったということはないわけですか。

○田代政府委員 私、個人といたしましては、わざわざ座間とか府中に出向いたことはございませぬが、私は、定期的に、たとえば日米合同委員会とか、そういう際には、在日米軍参謀長にしっかりと会うという機会もございまして、また先般は、在沖陸軍司令部が更迭いたしましたして、新司令官が私のところへあいらつに見えたという機会もございまして、そういう機会を利用いたしまして、数回この話をしたという記憶がございまして、

令官が私のところへあいらつに見えたという機会もございまして、そういう機会を利用いたしまして、数回この話をしたという記憶がございまして、

○上原委員 山中長官は、この件については、全然今日までかわり合ひはないわけですか。

○山田政府委員 私のほうは、直接、長官がこれに對して、きわめて強い関心と要請をしておる旨を冒頭に述べて、長官の意思を持ってきたということをお願いしたいというところを絶えずやらしてありますし、また私が、ひょこひょこ府中あたりまで出かけていかなければならぬというのは、やはり立場としてはちよつとおかしいので、そういうルートで話を詰めるのが至当だと思っております。

○上原委員 アメリカ局長は、この件について米側と話し合ひをなさったとか、あるいは施設庁と御相談をして何とかせねばいかぬのじゃないのかというふうな話し合ひをもつて交渉した経緯はございせんか。

○大河原(農)政府委員 この大量解雇の問題につきましては、最初に私も耳にいたしましたのは、施設庁からの通報を得たときのことであつたわけでございます。したがって、こういう労務の問題につきましては、直接窓口として担当しておられる施設庁とは、随時、緊密な連絡をとっておるところでございます。ただ、この問題については、直接、具体的な数をあげ、あるいは具体的な内容について、米側と交渉ということはいましておりませんけれども、労務問題全般の重要性ということにつきましては、随時、米側との接触は持っております。

○上原委員 いまお答えがあったわけですが、私は、政府のこの種の問題に対する姿勢ということ、を、せんだつてもいろいろ強調いたしました。姿勢がどれだけ重要かということも強調したつもりなんです。事、重要な件については、政府内部で密接な連絡をとり合つて、対米交渉なり事に当たるといふことを、施設庁長官もアメリカ局長も労

務部長もやっておられる。もちろん山中長官、大臣御自身が、この種の問題について、直接府中なりあるいは座間の陸軍司令部と交渉する筋合ひでないというところは、私もわかります、その程度のことでは。だが、実際、いまの施設庁長官の御答弁からして、いかにこの問題について皆さんが消極的であつたかというところは、いまの答弁を見れば明らかなんです。

せん。だって、正月の二日に、おとそ気分もさめやらぬときに通告をするというのを、けしからぬと思う、憤慨したくないというところを、私の質問に對しては言っておられるわけですよ。だから、私は、けしからぬと思うなら、けしからぬ気持ちでやってみたらどうかということも、きつく申し上げました。千三百三十七名がいま九百五十五名に減つて、きょう承つたところによると、あと十人ぐらゐ減るのだから九百四十人に、だいたい減つたのだということをおしやうたいわけでしょうが、問題は、これだけの労働者が正月の二日という公休日に通告を受けて、しかも本庁も知らない、県庁にも事前に通告されてない、もちろん該当者もわからない、組合もわからない、そういう筋の通らないことであるならば、なぜ、もっときつたる態度で、アメリカ側に対してものを言つてくれぬのかというのが私たちの不満であり、今日までのこの問題に對しての要請でもあつたと思ふんです。

日米合同委員会やその他のいろいろな機会があるから、そのつど言つておりましたということ、で、事、解雇問題をサブジェクトにして、日本政府としては、これこれに對し、こういう通告のあり方に對しては不満だからと、正式の議題としてこの問題を交渉したことはないわけでしょう。労務部長が人事部長段階でやったというのが、今日までの政府の姿勢であつて、長官御自身が、この問題についてほんとうに責任を感じてやったということはないわけですね。それでいいのかということ、この点について、ほんとうにそういうお立場で

いいのかどうか、あらためてむしろその責任というものを、私は聞きたいわけですね。

○田代政府委員 私の行動についての御意見でございまして、お答えいたしますが、やはりこういった問題については、かねがね申し上げておりますように、私も、労務問題、特に解雇問題につきましても、非常に慎重に從來考え、また非常に細心の注意を払つてまいつてきておるわけでございます。

そこで、わざわざ府中に行かないのか、なぜ座間に行かないのかというお話でございますけれども、やはりこちらで、そういう機会に——たとえて申しますと、現在、在日米軍司令官は空席でございます。したがつて、最高の地位にある方が参謀長でございます。この方が、私のところへ、一時間とかそういう時間を切つて参ることが多いわけですね。そういう機会をつかまえて話したことがないかと思ひますが、私は、私のスタッフとして、そういうことが具体的に米軍に伝わるように話をしたらいいのじゃないかと思ふのです。何もわざわざ府中に行つたからどうの、座間に行つたからどうのという問題じゃないのじゃないか、どういふことを、私が話をしたかということが問題じゃないか、そう考えます。

○上原委員 ことばじりをとらえるつもりはありませんが、私も何も府中や座間にこのことを参行きなさいとは言つていないわけですね。参謀長が施設庁長官の部屋をおたずねになるというところは、何もこの解雇問題を話し合いたくから来たんじゃないんでしょ。ほかのサブジェクトがあつて、たまたまその機会に來たので、ついで話でやつたというところなんです。本来、あなたが参謀長を呼ぼうが、座間の司令官を呼ぼうが、それはおたくの権限なんです。そのぐらゐのことは、施設庁長官でできると思う。それを、出向くとか出向かないというところは、私は聞いていませんよ。この解雇問題、これだけ大量の解雇問題、しかも通常とは違ふわけですね、正直申し上げて。なぜ三月

三十一日ということ、アメリカ側がこれほど固執をしてやってきたかという事は、皆さん多く言わないでもおわかりでしょう。そのはね返りが、解雇されていく労働者にみないっているわけですからね。

そうであるならば、やった結果、ベストを尽くして、あるいはベターでもいいですよ、ベストを尽くしても、なおかつ解決しないというならば、該当者もそれなりに政府の誠意というものを理解しましょう。それは世の中です。実際やってみて、できないこともあるし、やってみることもあるのです。しかし国会でいろいろ議論をして、正月の二日にやることはけしからぬと思うので、やりまうと言ってみても、実際にどういう形でやったかということ、私はいま問題にしているわけですよ。

いま、いみじくも、皆さんお一人お一人答弁なさったのですが、私が受け取る感じとしては、この問題については、労働部長が本来の窓口だから……それはそうでしょう、事務的な面は。しかし、あのときに、三月五日にも私が指摘しましたように、これは労働部長とかそういうレベルでは相当無理があるんだ、背景というものがあんだから、できれば大臣のレベルまで上げていただいて、政治折衝もやるべきだということを、私はかねがね言ってきたはずなんです。なぜ、そういう方針をとろうとしなかったかということ、私はいま指摘しているわけですよ。もののついでの話だということ、これだけは、どうも納得がいかなぬので、もう一べん日米会議で正式に話し合ってみようじゃないかということでは、おのずと相手のアメリカ側の受けとめ方も異なってくるでしょう。それは私が言わなくても、皆さんいろいろなお話をやりになつて、重々わかっていらつしやると思うんですね。

そこに、この問題に対する政府の姿勢が、非常に消極的であつたということがうかがえてしかたがないわけですね。ここまでせつぱ詰まつて、私を取り上げたのはおそかつたとも反省をしまし

たが、三月の五日ですから、もうあれから三週間以上もたつてゐるわけですよ。まだ期間があるの、できるだけのことはやると言いながら、実際問題としては、茶飲み話といつては失礼かもしれませんが、事のついでにしか今日まで折衝してきていない。これでは、あまりにも問題の深刻さというものを御理解していただけないのじゃないかという気がしてならないですね。その点について、施設庁として、どういう方向でこの問題を取り上げてきたのかというのを、もう少し明らかにしないと、いままのお答えでは納得できませんよ。

○松崎政府委員 若干補足させていただきます。私がいろいろやりましたが、全部うちの長官の指示で動いておりましたし、そのうちには大臣の指示が最初にあつたわけですよ。したがって、米軍との折衝もさることながら、こういう問題につきましては、要するに沖繩の米軍に関する仕事が減つて、従業員がやむを得ず離職になるという傾向は、日本全国を通じて、そういう傾向がありま

すので、これについては、特に沖繩で問題が深刻であるということ、総理府を中心にぜひ関係省庁でこの対策を、全体的にお考えいただきたい、そういう申し入れを、長官の指示で正月早々やっております。その後、正式な幹事会としては、一月の二十五日であつたかと思ひますが、第一回、そのあと事務打ち合わせを四回ぐらひやっております。第二回目の幹事会を、つい先ごろやりました。何とかこういう対策を、全般的にはこういうこと、特に沖繩についてはこういうことだというふうなことの検討を進めております。で、近くその成案が得られるはずになっております。

○上原委員 施設庁長官は、何もお答えがないのですか。

○田代政府委員 先ほど上原委員から、茶飲み話程度に話しておるというお話でございましたけれども、それは全く誤解でございます。そういう

うことはございません。いろいろな話もございませうけれども、やはりこの問題も、大きな問題の一つとして、私としては向こう側と話をし、また懇談をしておるということをお願いしておきたいと思ひます。

○上原委員 じゃ、合同委員会のもとに労働分科委員会というのがあると思うんですが、その間、労働分科委員会というの、一体どれだけ持たれたのですか。

○松崎政府委員 正式な合同委員会の下部機構としての労働分科委員会は、実は二十数年開かれておりません。

○上原委員 じゃ、どこで——皆さんいろいろ政府で話し合うということを、絶えずおっしゃるのですが、労働分科委員会も全然開かれない。合同委員会でも、この問題は正式なサブジェクトにはならない。実際問題としては、労働部長が人事部長段階で話を、何とかしてくだされう。そこを私は指摘しているんですよ。政府というものは、そういうものじゃないと思ひますね。やろうと思へば、あなたが三月五日におっしゃつたように、もしほんとうにけしからぬ通告である、予告であるということを親身に受けとめておるなら、できようができませんが、外務省も入れる必要があれば、入れる必要を認めて、政府間で協議をして、アメリカにどう当たるかということ、政府でまず詰めて、交渉に当たるといふのが本筋でしょう。そういうことはやらなくて、ただやりとりの場にいる言ひ合つて、ことばのつじつまだけ合

わせばいいという問題じゃないと思ひますね。具体的に全然やらないじゃないですか。

○松崎政府委員 一例を申し上げますと、一月の三十日に、第十五回の安保協議委員会が、私ども

の大臣も御出席になつてやられておりますが、その後の日米の発表にもございませうに、特に一項設けまして、離職者の苦境を緩和するための措置を、両国は最善の努力をもつてやるというふう

に発表されております。

○上原委員 一月の十五日に安保協議委員会を持たれていませう、安保協議委員会は一月三十日。一月の二日に通告が出されてゐる、この問題もこの間やりましたよ。だから、皆さんが、解雇を軽減していく、困難をなくしていくということ、あの安保協の発表文の中にあるんだが、実際に解雇をされていく人々の困難を軽減していくということであるならば——首を切る以外にもっと困難なことがありませんか。

そこで、こういうやりとりをしておつても……(中山(正)委員「基地をなくせ」というんだから、首を切られるのはあたりまえの話」と呼ぶ)

それとこれとは別だよ。(中山(正)委員「そんなことはつきり答弁したらいじやないか。その矛盾を黙っているからおかしい」と呼ぶ)実際問題として、努力はしてみたができなかった……。

それで、先ほど申し上げましたように、なぜ三月三十一日ということに米側がこだわつてきたかという事は、やはり四月一日以降のわがほうの新しい会計年度になれば、ベアの問題とかいろいろかさんでくるわけでしょう。アメリカ側に、それだけの出し前が負担になるということである、それを言っているわけでしょうが、アメリカ側は、逆にいえば、それだけ労働者にとっては不利益を受けるという結果でしょう。いまの政府の立場としては、もうやむを得ないということ、このまま三月三十一日の午前零時になるのを待つばかりですか。

○山中国務大臣 そうじゃなくて、あしたも府中にもう一べん行つて、念を押してきなさい、相談をしなさいということ、私から直接命令がしてあります。

○上原委員 あした行かれるというのは、この牧港の補給基地の解雇問題を含めてお話し合いをなさるわけですか。

○山中国務大臣 その問題です。

○上原委員 明日は金曜日で、しあさつては土曜日、次は言うまでもなく日曜日、期限切れです。ね。ここまでくると、いま横からいろいろ意見

もあつたのですが、確かに基地の問題と解雇の問題と矛盾するのじゃないかということも、これまでいろいろ指摘をされてまいりました。しかし、今回、一月三十日の安保協定返還になったリストを見ましても、牧港補給基地は、金網の外にある事務所が一所返されただけですね。基地の開放とは全然関係ないんですよ。その点も指摘をしておきたいと思うのです。調達事務所が返されただけなんです。補給基地そのものは、どかつとすわっているんです。業務の量が減った云々の問題は、これはアメリカの予算がどうなっているのか、そこまで詰めぬと、この議論は、ここで、ただはいそうですかというわけにはいかないわけですね。

そこで、いま大臣の指示で明日も、府中へ出向こうが、出向くまいが、これは皆さんの御判断ですが、お話をなさるということですね。問題は、きわめてもうせつ詰まっておりますし、四月一日以降にずらされていくという可能性も、ほとんどないのじゃないかと懸念をいたします。どうしても四月一日以降に、全面的に撤回をさせようというところを、原則的に私たちは要求をいたしてまいりましたが、四月一ぱい雇いなさいという要求でもないわけですね。組合側は、もう譲歩をしてくている。なぜ新しい会計年度一日をずらせぬのかというところに、いまひっかかっているわけですよ。これは政府がその気になっていただけば、できない相談じゃないんじゃないですか。

ついでですから、申し上げますが、私は、名前をあえて明らかにいたしません、私もあるアメリカの高官と非公式にこの問題について会って見ました。アメリカ側が言うことには、三月三十一日の解雇ということについては、事前に日米両政府で十分協議をいたしました、だから、いまさら、これを繰り延べるとかあるいは撤回ということとはできない相談だと思ふ。さらに、次のことが大事なんですね。日本政府のほうから四月一日以降にずらしてもらいたいという要望も、解雇を撤回してもらいたいという進言も何もありません、

こういう言い分なんです。いまさきの皆さんのことばとこれは符合するんだ。だから、ここではいろいろ言っておられても、長い間協議をしておいて、三月三十一日には、これだけの労働者を解雇するのやむを得ない、合意を見たから、皆さんはアメリカに対してものを言えないという立場じゃないのかという推測ができるのも、これは、おのずと明らかでしょう。もし、そうであるならば、あまりにも問題をすりかえている結果になるんですよ。

○田代政府委員 だいたい二点の御指摘がございましたけれども、第一点、つまり事前に、日本政府は知っていたんじゃないかという問題でございますが、そういうことはございせん。

それから第二点の、そういう延期の申し入れをしたことがないということをおっしゃったそうなんですけれども、だれがおっしゃったか知りませんけれども、申し入れをしてるわけですから、そういうことはございせん。

○上原委員 外務省は、事前に解雇については協議なさったんですか。十分協議をしたと言っているんだ。だとすると、三月三十一日という日付になったかあるいは文書でなされたのか、それも明らかにしていただきたいと思う。

○大河原（良）政府委員 外務省は、解雇の問題について米側と協議するというふうな立場にございせん。

○上原委員 文書でなされたのですか、口頭ですか。解雇延期の申し入れは文書でなされたのか。

○松崎政府委員 口頭でございせん。

○上原委員 口頭でやろうが、あるいは文書だろうが、拘束はあるんだというお答えになるかもしれないが、先ほど来申し上げておりますように、これだけ重要な問題であるという御認識があるとするなら、やはり米側に対しては、こういう立場で政府としては、解雇の撤回ができなければ、少なくとも四月一日以降にずらすように再検討をしてもらいたいという公式の文書を発送する

るといふのが、外交の、いわゆる相手のある交渉になると思うんですね。組合側だって、そのくらのことはやりますよ。

だから、何べんもくどく申し上げておりますように、いまの間接雇用のあり方なり政府のこの種問題に対する姿勢について、ほんとうに疑問を抱かざるを得ない。先ほどの米高官の言い分などを聞いても、言っていることがどこかで全く符号するんだが、実際問題としては、もう完全に合意の上で進められてきている。基地の返還だってそうでしょう。

これは長官に、今後のこともありますので、お答えをいただきたいのですが、この種の問題については、確かに相手があることだし、また、いまのアメリカ側のいろいろな事情からして困難であるというところは、私も理解しないわけではございせん。だが、事、正月とかあるいはお盆、いつだって解雇問題が出れば、おまえ文句を言うじゃないかというところも少しありますが、会計年度にぎりぎり詰めていくとかいうような解雇のやり方については、政府としては、少なくともこういう手順をとらさないとはいへない、この際明らかにすべきだと思ふんですね。そういう御意思があるのかどうか。それは、できれば口頭じゃなくして文書で申し入れてもらいたい。この際、そのことを強く要望したいし、御見解を承っておきたいと思うのです。

○山中国務大臣 事前に知っていたような事実がもしありとせば、私が三月三十一日などというものを断じて承服することをしてないことは、これは、わかってもらえらると思うのです。

特別給付金についても、いままでかつてやったことのない、四月にさかのぼってまでやったという、これは、ほんとうに大蔵省が、前例になつて困ると言うのを、無理してやらせたわけでありますが、その私の姿勢から見て、事前に承知していたなどというところはあり得ませんし、向こうだつて、ハッピー・ニュー・イヤーというその一月の二日に、そういう解雇の発表をすることについて

は、私自身も、この場で常識では考えられない行為であるということまで言っているわけでありますから、事前に双方が合意してやったなどということは全くありません。

また、それも三月三十一日というのは、日本のいみじくも会計年度の最終日に当たるということ、いまおっしゃったように、また先ほど来言っておられるように、四月一日になればベースもまた違う、退職金の計算も違うというようなことから、米側が作爲的にやったものではないかという推測をもつて、はたしてほんとうにそれだけの整理をしなければならぬ財政事情なのかという問題は、どういう整理のしかたをしたかによってわかりますから、私は、単に総数でなくて、その総数の内訳を全部調査させました。

しかし、それは、まことに多方面に分散しております。タイピスト一名、守衛一名、運転手一名、修理工一名というふうな、多くても二名というふうな非常に狭く、あらゆる分野について節約と申しますか、予算の制限のためにやっているのだなと思わざるを得ない、内容はそういうものがあります。しかしながら、私としては、間接雇用の雇用主として、防衛庁、施設庁があるわけでありまして、少なくとも日本人を、日本の政府が雇用して、米側に提供しておる立場において、このようなことがたびたび行なわれることは、最も避けなければなりませんし、事実また、十二月の二十四日、米側のクリスマス、そして日本の正月明けの一月六日までに至る間は解雇をしないということについては、これは米側も実行しておるところであります。

今回は、その発表を一月二日にやった、このこと、やはり私は、解雇はさきであつても、一月の二日とかあるいは六日以内とか、または年末とかいうときにやることは、やはり常識上好ましくないと思ひます。したがって、米側には、そういう意向は、あらためて伝えたいと思いますが、文書を発する、そして文書で返答をもらおうというふうな切り口上のやりとりよりも、私たちは、やはり

もつとお互いが、日本側の実情もよくわかってもらう、日本側の風俗、習慣等もよくわかって、米側も、日本人というものに対して使用者の立場で、働きたい場所まで動いてもらうというやり方をとるのが、私は、かえっていいと思います。公文書でしますと、向こうはノーならノーと言ったきまです。そしてまた、文書でノーでは困るから考え直せ、再考の余地はない、そういう文書のやりとりよりも、やはり施設内に労務部長がおるわけですし、手足もスタッフも、またパイプも相手側とあるわけでありまして、私の意向も絶えず伝えておきますので、そういう手段を今後も続けていくほうがかえっていい、そういうふうには私としては考えます。

○上原委員 先ほど不規則発言しておしかりを受けましたが、私もおわびをします。

ちょっとおかしいのじゃないかと思うんですが、おわかりでなくて——わかっておったなら、むしろ断じて拒否しておった、事前に三月三十一日ということ……。わからないままに、政府も全然知らないままに、やみ討ち的にやられた、このほうを、むしろおいかりにはならないんですか。そうであればなおさら、何の連絡もないまま——県側も知らなかったと言われ、政府も知らなかった。そんなったのあれば、本来は、政府が、必ずしも事前に受けるようにはなっていないということでしたが、私は、そうは思わないんです。全然、政府が知らないままにされて、しかも三月三十一日ということであるなら、これこそ筋が通らないんだから、今回の通告についてはお断わりしますということが言える筋の問題ではないかと思うんです。そこにも、まだぎくしゃくする面があるわけです。

そこで、文書でやりとりということも格式ばるので、できるだけ相互の理解の上でやっていくというお答えですが、要するに、どういう形式でやるのが、会計年度のぎりぎり、三月三十一日というのに合わせて、こういう大量に解雇をするということとは絶対避けてもらう。今後もあり得ること

だと思ふのです。もう一々申し上げませんが、一日日にちが違ったということだけで、該当者の損失というのは、いろいろな面で、実際問題として三十万から五十万の範囲になるんですね。これでは解雇をされていく人々に、ますます困難を強要しているようなものです。何の軽減にもならないんです。

だから、私は、この間も、安保協の文書は一体何かと言ったのです。そうであるなら、そこいらについては、もう一度明日、どの程度効果があるかわかりませんが、ぜひひとつ、最後までベストを尽くしていただいて、できるだけ四月一日以降に、この解雇というものを延期をさせる。四月までの間は働かさないと言っているのじゃないんです、こっちは。アクションを、三月三十一日というよりも、四月一日ということとするのもやむを得ない措置だということまで言っているわけですが、これは組合が言っているのじゃない、私が言っているんです。そのことがアメリカの財政上の都合があるにしても、何とか聞けない相談じゃないかと私は思うんです。だから、ぜひその点、最後の努力をしていただくように強く要求をしておきたいと思うのです。

○山中国務大臣 ちよつと私の表現が悪くて、誤解を招いているようですが、事前に三月三十一日付で解雇をいたしたいと思ひますが、よろしうございましょうかという相談を受けたら、私がそれをイエスと言はずはないということをお申し上げたわけですね。これは一方的な通告でありますから、したがって、われわれとしては、その通告を知った後、それは、ちよつと非常識じゃないかというところで、今日まで交渉してきたということでありまして、誤解を解いていただきたと思ひます。

それから、今後、こういうような事態が生じないようには、十分相手方にも、なぜ、われわれがこういうことをずっと問題にし続けたかということについて、いままでも言っておりまして、今後のことがありますから、あらた

めてその点、米側の注意も喚起いたします。

○上原委員 次に、この問題とも関連するんですが、これも解雇問題なんです。

諸機関労務者の件で、これは、もちろん先ほどのお話でも、本土の解雇はあるわけ、私は、同次元で考えているわけですが、諸機関労務協約の場合に、一体、米側がとれる人事措置というものは、どういふことがあるのか、諸機関関係雇用員の場、人事措置として米側がとる措置というものは、どういふことができるのか。基本労務契約も同じなんです、実際、諸機関の場合、なおひどいのです。ほんとうにやりたいほうだいやっています。

○松崎政府委員 お答えいたします。

人事措置をいたしまして、一応諸機関労務協約というものがございまして、

【委員長退席、小宮山委員長代理着席】

これに基づいてお答えいたしますと、「在日米軍は、任用、昇格、低い等級への変更、配置転換、異なる基本給表への変更および雇用の解除を含む人事措置」というものを行ないます。

○上原委員 確かにそう書いてありますね。「人事措置、人事記録および人事報告、A節通則」

ここでいっているのは、総則的なものをあげているわけですね。

では、お尋ねしたいのですが、パートタイム・フルタイム・フルタイムというのは、どういう意味ですか。パートタイム・パートタイム・フルタイム・アポイントメント。むしろ英語で言ったほうが、すっきりするようないい感じがしますの……。

○松崎政府委員 日本語で申しますと、常用という意味でございまして。

○上原委員 常用というとは何ですか。

○松崎政府委員 一応、雇用の形態をいたしまして、常用従業員、それから臨時と申しますか、期間を定めて雇い入れます従業員、その他いわゆる常用でない者が幾つかございまして、諸機関の場合、常用従業員といたしまして、通常勤務時間が四十八時間以下の者で、いわゆる期間を定めない

で継続任用する者、そういう者が常用従業員でございまして。

○上原委員 先ほどお答えのあったという人事措置がとられるか。これには、いま私が言ったパートタイム・パートタイム・フルタイム・アポイントメント、このことは入るのですか。それと、パートタイム・パートタイム・フルタイム・アポイントメントという用語が、この協約の中にあるのかどうか。その二点をお答えしていただきたいと思ひます。

○松崎政府委員 そういう規定は協約内にございまして、どういふ意味かと申しますと、常用従業員であるが、フルタイムと申しますのは、四十時間以上の者をいっておりまして、パートタイムと申しております。

○上原委員 先ほどの人事措置に、たとえばフルタイムからパートタイム・パートタイム・フルタイム・アポイントメントに切りかえる措置というものは、先ほどお答えがあった人事措置に入るのですか。

○松崎政府委員 お答えいたします。

先ほど、任用ということをお最初に申し上げましたけれども、採用いたします際に、一定の試用期間を置いて、期間を定めない継続勤務の従業員を雇うというような意味であります。

○上原委員 ちよつと不明確なんです、時間の関係もありまして、私のほうから進めていきたいと思ひます。

この諸機関の協約の場合、それは、皆さんは御専門にやっておりますから、それなりの解釈があるし、また、いま米側が、たとえば昨年の九月以降OREで、いわゆる常用雇用からパートタイムに切りかえるいろいろな措置がとられたわけですが……。

【小宮山委員長代理退席、委員長着席】

しかし正直申し上げて、その手続のしかたも、協約上から考えて、かなり疑問があるわけですね。これはアメリカ局長がいちいしやるので、従来ス

テータスという場合は、一般概念はどうなるのですか。ちよつとそこまで聞いて話を進めたいと思うんですが……

○大河原(政府委員) ステータスという英語の訳でござりますが、たとえば地位協定、これはアメリカメント・オブ・ステータス・オブ・USフオーセスということでございますから、地位というのが一つの訳としてあると思います。

○上原委員 そうでしょう。地位と身分とかでしよう。人間の場合は、身分のことでしょう。身分の変更というのは、一般的概念としては、重大な人事措置ですね。私は、そう思うんです。ですから、私が先ほどどういふ人事措置があるかというところで、確かに書いてありますよ。「在日米軍は、任用、昇格、低い等級への変更、配置転換、異なる基本給表への変更および雇用の解除を含む人事措置に関する手続を開始することができ、これらの人事措置は、在日米軍の要求に応じて、防衛施設庁(勤務管理機関)によつてすみやかに正式なものとする。」これこれではできるといふことを、確かにあげてありますね。しかし常用雇用からパートタイムに切りかえることは、こつちには該当してないのです、私の解釈では。これが一つ疑問な点。あなた先ほどからおっしゃっているんだが、そういうことなんです。

もう一つ、この諸機関勤務協約の二〇ページ、これの勤務時間というところの総則のe項に、「週四十時間未満の勤務時間制」ということが確かにうたわれています。これも読んでみましよう。「在日米軍は、業務運営上の必要に応じて、週四十時間未満の勤務時間制を定めることができる。この勤務時間により勤務する従業員は、パートタイム従業員とし、その後が問題点だと思う。「その試用期間の終了の後常用従業員となるものとする。」ですから、こゝでうたつてあるパートタイム、週四十時間以下でもパートタイムとして雇つてもいいというところは、雇用される前の条件だと思ふんです。いわゆる最初に雇用される場合に、現在は四十時間以上の従業員がAとい

う職場に百名おつて、それだけで満たされているんだが、なおかつ繁忙期とか、あるいはPXですと、クリスマスとか年末、年始の場合は、忙しくなるのです。そういうときは五名か十名は、四十時間以下のパートタイムで雇いましよう、それはできますよ。しかし、その後、試用期間が終えたら、常用雇員にすることもできますよということなんだ。そうでしょう。

だが、いま米軍がやっていることは、本来パートタイムでなかった、四十時間の正規雇員であつた者を、この項を適用しているかどうかはわかりませんが、パートタイムに切りかえるということでしょう。しかもパートタイム・パート・タイム・フルタイムというの、どういふ意味なんだ。こういう用語はないですよ。この諸機関協約には私はないと思う。英文をちよつと見てみましたが、ない。ところが、アメリカの通告を出しているのは、そういう用語が使つてある。いまの二点ですが、明確にしたいだきたいと思う。

○松崎政府委員 お答えします。御疑問の最初の一点は、パートタイム従業員と、それから四十時間以上働いております従業員とは、身分が違うのではないかと御質問ではないかと思ひます。これは、私も先ほど申し上げましたように、諸機関の職場で働いております従業員の場合、四十時間以上であるうと四十時間以下であるうと、いまの、期間の定めがなく継続勤務として雇ひ入れました者の場合は、同じ常用従業員でございます。したがつて、いわゆる身分、ステータスが違ふということはないというふうになつております。

それから二番目の、パートタイム・フルタイム、パートメント・パートタイムというお話でございますが、パートメント・フルタイムと申しますのは、いわゆる常用の四十時間以上働く諸機関の従業員、それからパートメント・パートタイムと申しますのは、常用であるが、四十時間未満の勤務時間制で働いている従業員、そういうふうに理解しております。

○上原委員 そうしますと、本来、常用雇用として四十時間制でやってきたわけですが、その方々が、アメリカ側の一方的な都合によつてパートタイムに切りかえられる、その場合の規定は、どれをアメリカは適用しているわけですか。

○松崎政府委員 お答えいたします。諸機関勤務協約の最初のほうでござりますが、二ページに、「業務の分担」という項がございまして、ここに防衛施設庁と在日米軍のそれぞれの業務の範囲というものが規定してございまして、ここに在日米軍のほうのいわゆる分担する業務という意味で、先ほど申しました任用その他の手続をとるといふのがございます。それからその前に、「すべての通常の管理および監督上の権限を行使し、かつ、責任を負う。」というのがございます。

それで、就業時間何時間でこの職場を運用管理するかといううなことは、アメリカ側のいわゆる分担する業務ということになつておりまして、これが具体的にこの本で言いますと、二十一ページになります。この諸機関勤務協約の附属書の3、英文附属書の8になります。勤務時間を規定している附属書がございまして、その総則の中で、「通常の勤務時間は、在日米軍によつて定められ、業務運営上の必要に応じて、在日米軍によつて随時変更が行なわれるものとする。防衛施設庁は、緊急の場合を除き、その変更の発効日の五労働日前に通知を受けるものとする。」というのがございまして、したがつて、在日米軍は、その通常の勤務時間制について、随時その業務の運営上の必要に応じて通知をしていくわけでございます。この規定からいいますと、五労働日前に通知を受ければ、それで四十八時間以下の勤務制であれば、随時変更できるというふうになつております。

○上原委員 それは、おかしいですよ。いま、おっしゃっているのは当たっているが、いま読まれたのは、通常の勤務の場合でしょう。まだ、ほかに、通常の勤務というのは、四十時間から四十八時間と書いてある。ですから、これは通常の場合です。私が言っているのは、通常の常時雇用であつたわけだ。常時雇用であるのが、パートタイムに切りかえられていくという場合は、どの条項を適用しているかということが一つと、またアメリカ側の都合で、通常の場合は、こういうことはできるのだが、四十時間以下のを新たに雇うという場合じゃないんですよ。継続して雇用されてきた人が、本来は常時の雇用であるのが、ある日にちを限つてすぐパートタイムに切りかえていくということが、協約のどこから生まれてくるのかということなんです。それを、まず明確にしておいていただきたい。

○松崎政府委員 先ほど申し上げましたあとに、五労働日前に通知を受けるわけですが、そのあとに、「基本労働週は、日曜日に始まり、土曜日に終わるものとし、通常の勤務時間は、2eに定める場合を除き、四十時間以上四十八時間以下とする。」となつております。それで2eというのは、何かと申しますと、週四十時間未満の勤務時間制を定めることができるという規定でございまして、したがつて、通常の勤務時間は、この諸機関の従業員の場合には、四十八時間以下である。したがつて、先ほどお答えいたしましたときに申し上げましたように、米軍が業務運営上の必要に応じて随時変更権を持っておりまして、その範囲であれば就業時間の変更ができる、こういうことでございます。

○上原委員 そこが若干、解釈のしかたの問題に疑念があるわけなんです。いま労働部長のおっしゃるのとおりとすると、四十八時間以下は通常の勤務時間だ。そうすると、アメリカは四十八時間以下なら、おまえは五時間きよう働きなさい、おまえはあしたは十時間だ、あさつては二十時間だ、そういうこともできるのですか。そういう極論も出てくるんですよ。ちゃんと歯どめはあるんじゃないですか。それを問題にしているんです。私は、専門ではありませんが、私が理解をする限りにおいては、この協約においても歯どめはさ

れていると思うのです。歯とめされていなんですか。あなたがおっしゃる通りに、四十八時間以下ならどうでもいいのだ、きょうは五時間、あしたは七時間、次は忙しいから四十八時間働け、こんなでたまたま職場がありますか。こんなことは実際問題としてできっこない。

○松崎政府委員 お答えします。

通常の勤務時間が四十八時間以下であれば、随時変更権があると申し上げましたのは、いまおっしゃいましたように……（上原委員「通常の場合四十時間と四十八時間の範囲なんだよ」と呼ぶ）要するに、「2eに定める場合を除き」と書いてございませうけれども、四十時間以上四十八時間と書いてありますので、2eというのは、四十時間未満もできる、これは基本労務契約の関係の従業員の規定にはないわけでございませう。諸機関だけにあるわけでございませう。

なぜかと申しますと、諸機関というのは、御承知のように、実態といたしまして、俗にいいますPX、いわゆる売店でございませうとか、クラブ、食堂、こんなようなものが、いわゆる諸機関と称するものでございまして、歳出外の資金で運営されておる、独立採算制でやられておるわけでございませう、そういった職場の特殊性ということから、たとえばはかの民間の場合でも、食堂等でもパート等があり得ますように、この米軍の食堂等でも、そういうものがあり得るということで、特にこういう規定が諸機関の労務協約に規定されておる、こういうことでございませう。

それから、あした八時間とかあさって七時間にするということ、その一日前に言うということとはできません。五労働日前にちゃんと通知をしない、しかも、そのパターンは——長くなりますので省略いたしますが、そのあとに変則勤務というものはどういふものですか、断続交替勤務というものはどういふものですか、スプリットシフトとはどういふものですかというようなことは規定がございまして、類型はございませうので、その類型の中でやることになります。

○上原委員 ですから、先ほどは極端なことを申し上げたんですが、四十八時間以下の勤務変更は、いつでも協約上できるということになると、そういうこともありますよ。五労働日前なら五日前に、労管なりあるいは政府なりにやればできる、そういう解釈にもなるわけですが、それはならないと私は思うんです。——それは一致しましたね。

それと、いま一つ。ここでおっしゃる2eの件ですが「2eに定める場合を除き」というこの項のことは、本来、常時雇用であった者でなくして、当初、いわゆる最初に雇用される場合の規定をうたったものではないかということなんです。そうでない、たまたまこれからしても、正規の雇用なんですね、アメリカ側が労働日と定めることができるの、五日前に変更の通知をすればできるんだからということなんだが、先ほどあげたんですが、この2eで確かに「できる」と書いてあります。四十時間以下も。しかし、これはあくまでパートタイムという場合です。あなたはパートタイムとしてしか雇用しませんよ、四十時間以下ですよという条件で雇われた場合は、この項に私は該当すると思うんです。

だからこそ、そのうしろで「その試用期間」とあるんです。この試用期間というのは、正規の雇用でないのを試用期間というのです。三カ月なら三カ月と定めて、その間、いろいろ調査をして、能力があるかどうか調べて、正規雇用へ上げるというのが一般の労使慣行でしょう。だからこそ、「その試用期間の終了の後常用従業員となるものとする」なんです。これは、むしろ予備的な条件であって、いま沖繩や本土でこれを乱用——乱用と言ったら、また御意見あるかもしれませんが、そこいらは、もう少し歯とめをはつきりさせぬと、私は、この協約の問題も、むしろアメリカ側がやりたいほうだいに拡大解釈をされていく。そういう結果にいまなっていると私は思う。その点は、ぜひ明確にさせていただきたいと思うの

です。

○松崎政府委員 恐縮でございませうが、上原委員お持ちのようでございませうが、この一二ページに常用雇用の定義という項がございませう。長くなりまして省略しますが、その最後に、「この定義は、パートタイム従業員にも適用する」ということで、常用雇用であるということ、はつきりいたしておりました。したがって、身分が変わるとか雇用形態が変わるとかいうものではございませう。就業時間が変わる、それは変えてもいいことになっておる、そういう意味でございませう。

○上原委員 これは、あとでまた勉強しますが、そうしますと、あなたがおっしゃる通りに、常用であつてもパートタイムに切りかえることも可能ということですか。ここでの定義は、身分は確かに臨時であつても、取り扱いは、いわゆる協約に定められているような権利とか休暇とかそういうものについては、パートタイムについてと同じように取り扱うということだと私は理解するのです。そうだと思うのです。

○松崎政府委員 先ほど申し上げましたが、常用従業員とここでいっておりますのは、どういうものかといひますと、期間を定めなくて継続的に雇うと申しますか、そういうものでございまして、いろいろはかに臨時従業員というものもございませうし、日雇いもございませうが、そういったものではないという意味でございませう。したがって、雇用形態の変更ではございませう。諸機関の特性上、たとえば週三十六時間とか、そういう勤務時間制もあります、常用従業員として。

ただ問題は、四十時間以上の勤務の場合と——通常四十時間が多いのでございませうが、三十六時間とか三十二時間とかいうことになりまして、その給与が減ります。これは当然、勤務時間が減りますから減ります。ただ、その場合に、別の規定がございまして、選択権を使える。それで、従業員は、アメリカ側から、そういうことを言つてまいりましたとき、たとえば今後はいつからパートにしたい、三十六時間にしたいというようなことを

を言つてまいりましたときには選択権が使える。その選択権というのは、どういふものかと申しますと、具体的に申し上げますと、一つは、そのままだ、パートになりましようという意思表示、それからもう一つは、それと全く正反対で、もうこの際やめるといふ意思表示、その中間といたしましては、一応、現在の、四十時間で勤務していたときの期間を精算して退職金をもらつて、翌々日ぐらゐからまたパートタイムで再採用される、その場合の退職金は、いわゆる人員整理扱いの退職金で、高率のものを支給するということになっております。

○上原委員 そうなりますと、明らかに身分の変更ですよ。そういう解釈はとれないのですか。本来、それは皆さんがこの協約だけにこだわるから、何とかそこに話を持っていこうとする。しかし長い間、従来、四十八時間、二十年間働いてきた、あるいは過去三カ年は、四十時間というところで正規雇用として働いてきた、しかし三月三十一日付で、あなたが言うように三十五時間制にしますよ、条件は、継続して、先ほど言つたようにパートタイムとして、フルタイム・パートタイムとして受けるのかという条件がついていて、三十五時間以下になる労働日は、あるいは整理退職金を受けてやめますか、そのいずれにも該当しないものは、継続雇用のパートタイムとして雇いますよというのを、いま強要しているわけでしょう。これは明らかに雇用の身分の変更じゃないですか、一般常識からいって。

ところが、協約上もその点は明確にうたわれていないんですよ、こういうことをやっていると申すことは。そういうことは書いてないわけでしょう。ですから、そういう面を、いま少しすっきりした形にしないと、幾らでも、あなたがおっしゃる通りに、四十時間以下であっても、五日前に労働日を変更しますからというところであるならば、じゃ二十時間に変更するということもできるんですよ。そんなでたらめなことを、幾ら諸機関であってもさせはならないと思うんですね。明

らかに身分の変更です。雇用の変更、制度の変更であるならば、解雇するならば解雇するで一応びしゃつと切る、そういうのが私はたてまえだと思ふんですが、このいまの諸機関の解雇の問題も、もう少し整理をしていただきたいと思うのです。

いま時間の指示があったんですが、これは長官にも、そこまでは大臣のお仕事でないといえませんが、まあ三月三十一日、これを三月三十一日に通告をして、しかも三月三十一日、これを実施しようとしているわけでしょう。こういうことも、本来なら、四十日前に、解雇であるならば通告をしなければいけませんよ、諸機関でも、トータルとしては、わすかに三月の十一日に、あなたは四月一日からはパートタイムになりますか、それともやめますか、そういうようなやり方をと

り、もう少しアメリカ側に対して、この諸機関労働協約の解釈の問題なり、あるいは現在の状態というものを調べていただかないか、現場で働いている労働者の待遇といふことが、生活といふものは、ますますちやくちやにされていく可能性が——可能性というより、現に出てきているわけですから。これも三月三十一日ということにまた詰めてきています。ですから、先ほどの解雇もそう、諸機関の場合も全部そんなんです。OREにしても、エアフォースにしても、そんなんです。そこまでアメリカ側が、なぜ強引にやってきたかという点に対しては、問題を整理して、これは受けられませんかというのを、この際私はやるべきだと思ふんですが。

この空軍の二百九十名の問題についても、そのまま、アメリカ側がやろうというのだからしょうがないということにさせるのか。どうしてもこれは歯どめにかけるべきだと思ふ。ある意味においては、牧港の場合は九十日前ということがあつて、どうやら九十日ということ、日にちは合わしたけれども、それ以上にこれはやり方としてはこすいやり方なんです。この点について、どうい

きたいと思ふのです。

○松崎政府委員 たいいおっしゃいました沖繩の空軍関係のIHAのパート切りかえの問題は、実は三月の十二日、私、沖繩に団体交渉で参りまして飛行機の中の新聞で知りまして、翌日、団体交渉をやります際に、その実情が、具体的に事実関係がよくわからないままに団体交渉をやりました。

ただ、私として、そのとき申し上げましたのは、いわゆる現行の諸機関協約に違反しているものではないが、なほ何か実情に不適当なものがあるれば十分善処します。こういうふうな申し上げまして、その足で、これは空軍の関係のものでございまして、沖繩の空軍司令官、それから嘉手納の基地司令官、そのお二人にお会いしましたときに、いま沖繩の状況は、復帰後まだ日が浅くて、いわゆる間接雇用制度と申しますか、そういったものについて、日米両関係者とも十分なじんだという状況にまで至っていないと思ふので、ただ規定に書いてあるからいい、違反でないからいいというだけでなくて、もう少し実情をよく見て善処してほしい、従業員はどうか、アメリカ側として、空軍のクラブがいまどういう経営状態になつていて、そのために、こういうことはどうしてもやむを得ないというふうな事情を、もう少しよくわからなければいけません。よく理解と協力を得られる大勢になつていて、そしてそういうことをやるというところが、あとあとの運営上にも一番いいでしょうということをお願いできました。それで、こちらに帰りまして、府中のほうにも、そのようなことを、私どもの企画課を通じて伝えたいと思ふます。

そこで、先ほど大臣から、明日、牧港等での折衝の御指示がございましたけれども、明日は、また手分けをいたしまして、第五空軍のほうで、当面そういうものの調整をやっておりますので、そちらのほうにも、その話をしたいと思ふつもりでございます。

○上原委員 もう時間が参りましたので、これも、

ほんとうに協約上——まあ皆さんは、協定に違反をしていないが、好ましくないからという立場に立つ、そういう態度は、行政をやる立場としては当然かもしれません。しかし現実の問題として、いろいろ解釈のしようによつては、線引きもあるわけですから、解雇をするならば解雇をする、なぜ解雇をするかという理由を明らかにしてやるべきが、私は人事行政だと思ふのです。アメリカ側が好き勝手に、幾らでも勤務時間を縮めてみたり、解雇をすることもできるということになると、そういう状態では、労働者の立場も生活設計も立てられませんよ。

ですから、大臣のほうも、こまかい点で恐縮ですが、そこいらについても、いまの米側の解雇の手続の踏み方というものは、実際あまりにもめちゃくちゃなやり方をやっている、混乱を起こしている、そういう実態について、十分実情を施設、関係者に調べさせていただいて、この件なども、ぜひとも四月一日以降にずらしていきように、まあ明日どういふ交渉になるかわかりませんが、やっていただきたいということを、重ねて強く要求しておきたいと思ふのです。

○松崎政府委員 ちょっと補足いたしますが、そのときに沖繩の空軍の司令官が私に申しましたのは、長くつとめてもらつていた従業員のことです。一番ダメージを従業員に与えるのは、解雇ということではないかと考えられます。だから、解雇ということではできるだけ避けたい、いましばらくの間、経営状態が思わしくないクラブ、ほかは問題ないのですが、クラブの問題がある、その財政状態の悪い間、一割ぐらゐの収入減になることは、非常に気の毒だと思ふんですが、がまんしてほしいということ、いま従業員はどうかと思ふとおるところであるというふうな回答でございました。

ただ、いろいろそう申しまして、実質的な解雇につながるような措置でもあり得るのじゃないかという御指摘については、私も、実はこういう件が、内地でも、青森その他で起きておりまし

て、関係の労働組合とも十分話をしておりますが、この規約そのものの改正と申しますか、それをもう少し従業員のほうに思い切りがつくようにと申しますか、はっきりわかるようにと申しますか、わかりやすい、常識的なものにと申すようなことは、十分心がけてまいりたいと思ふます。

○上原委員 これで締めくくりたいんですが、先ほど申し上げた牧港補給基地の解雇の問題、特にいまの諸機関のほうも、昨年のOREの問題があるいは現在の空軍の問題を含めて、そのやり方が、もう三月三十一日までに、どんなことをしてでも、切るの切、あるいは勤務時間を減らすのは減らす、やめるのはやめるというふうな、イエスノーか方式のことをやっていると指示をさせていただいて、あまりむちゃ過ぎるのじゃないか、そういう表現を使うかどうかは別として、いま申し上げた二点について、在日米軍に強く再考慮を求めていくということを明日やっていただきたいと思ふのです。

そのことを含めて、今後の基地労働の問題等が、こういうふうなことでいいかというところをお感じになつたと思ふので、最後に、その御見解をお聞きして、きょうのところ、これで終わりたいと思ふのです。

○山中国務大臣 私は、解雇の数のいかにかわからず、一名であっても、その日のうちに、理由書を付して、私の手元に届けさせております。それは、その人にはその人の人生があり、その人のたった一つの職場であり、妻子の将来もある、それを考えますと、数字の多寡も問題ですけれども、一名であっても、その人にとっては生涯の問題であるというふうにとらえて、その通知を、私としてはよく調査をし、納得のいくまでやっているわけですが、ただいまのような御意向については、今後とも十分努力してまいりたいと思ふます。

○上原委員 終わります。

○徳安委員長 和田貞夫君。

○和田(員)委員 私は、その後の自衛官の募集のやり方をいかに改善されたかということ、隊員に対する同和教育について、どのように取り組まれているかということについてお聞きしたいと思っております。

昨年の三月二日の、前国会における防衛庁設置法、自衛隊法の一部改正案の中で、私が本会議で大阪の一例をとりまして質問したわけですが、防衛庁長官はかわっておられるわけですが、一月の十九日の大阪におけるできごとでありまして、高槻の未解放部落の出身の十一年が、家を出て、そして帰ってこない、家のほうでは、一生懸命に四方八方さがしをして、警察に行くえ不明だということとで届け出をして、ところが、大阪地方連絡部のほうでは、その二人の少年が、ボスターに見入ったわけですが、地方連絡部の広報係長が二人を呼んで、自衛隊に入りたいか、入隊したいか、こういうことで連絡部の中に連れ込んで、そしてその日は泊らせて、あくる日に受験をさせて、そして合格をした、合格したが、一月の三十日が入隊の期限であるから、それまで日にちがある。だから、アルバイトせいということ、近くの三永紙工という印刷会社に連れていって、そして、このアルバイトをさせた、そして実に十九日から二十五日まで隊内に泊めておいたという、こういう事件であります。

その間、親が一生懸命さがしておるが、なかなか見つからない。一月の二十三日には、連絡部のほうで、少年の家の近所までやってまいりました、そして親の元の家に行かないで、近所のSさんという家へ行って、その奥さんに会って、いろいろとその少年の事情を聞いたところが、その奥さんが非常に驚いた。実は、浪速商業高等学校の生徒である、年齢は十七歳である、親は一生懸命さがしておるということ、そのSさんの奥さんが、調査に来られた連絡部の人に伝えておる。ところが、この調査に行った人が、帰ってなお不審にも思われぬし、Sさんの奥さんから聞いておるにもかかわらず、なお親元にも連絡しないではって

おいた。Sさんのほうは、家元のほうで非常に心配されておるので、さっそくそのことを知らせに行った。そこで初めておやじさんが、カンカンになって連絡部のほうに文句を言い、早く返せということを言って、初めて一月の二十五日に家元へ戻したという事件であります。

しかも、その間におきまして、アルバイトを世話するということとで連絡部が連れていって、ついに二十五日まで毎日、自衛隊の連絡部の官用車でアルバイトにその少年の往復を送迎した。そしてなお、三永紙工からいただく賃金は、本人の少年に直接支払わさないで、自衛隊のほうで受け取って、食費だということ、食費代を差し引いて、あとの残りを少年に渡す、そういうことが伴っておるわけだ。しかもなお、これは、この一少年の問題だけではなくて、実に十四回にわたり、地方連絡部が同じ三永紙工に職業を紹介しておいたということが、これまた伴うわけでありました。

したがって、そのことにつぎまして、私が質問いたしましたところ、当時の防衛庁長官は、どんなふうにご考えておられたのかかわらないのでありますが、その当時の答弁としては、「満十八歳未満の人について勧誘をいたしましたところ、兩名が自衛官になることを承諾をした。ただし、入隊までに期間がある。その間、実は衣食の道が適切にないということで、勧誘しました者がアルバイトをあっせんしました。」「こういう答弁をしております。あるいは当時の労働大臣は、「お尋ねの自衛隊の募集、すなわち入隊勧誘であります。この問題程度では、職業安定法に触れることはありませぬ。」「こういうふうにいって切っておるわけでありませぬ。さらに、同和事業の担当所管大臣であります坪川総理府総務長官は、「官庁の幹部職員を集めまして、果次にわたるところの研修会を開いており、その中に防衛庁の職員の幹部諸君も多数御参加をいただいております。」「こういうふういっておるわけでありませぬ。」「と、それぞれ答弁をなさ

と、ところが、私がこの質問をいたしました後に、

実に七月の二十五日までかかりまして、地域の民主体やあるいは部落解放同盟の諸君たちと、この点についての解決に当たった中で、この三人のそれぞれの大いなる答弁というものは、全くでたらめでありまして、全く当を得ておられない答弁であつたことが事実として判明したわけでありませぬ。

そこで、そのことについて、この機会にお尋ねいたしますが、その後、大阪地方連絡部なり、あるいは中部方面総監部のほうから、具体的にその報告を聞いておるかどうか、まずお答えいただきたいと思ひます。

○高瀬(忠)政府委員 この事件が起きて、その後間もなく、実は大阪地方連絡部から報告を受けております。そのときの報告では、この兩名は、自衛隊に入りたいということと志願書を書かせましたところ、年齢を偽って書いたといひます。か、年齢に違いがございまして、あとで先ほどお話しのように、十八歳未満ということがすぐわかるわけでございますが、そういうことが、間違ひの出発でございます。そのとき、さっそく親元に返せばよろしかったのに、なお確認しようというやうなことで、泊めておいたというやうなことがございました。

それからその間、いまお話しのように、アルバイトの世話をしたとか、それから二十五日に、学校の校長から責任者の来校を求められて行くわけでありませぬけれども、それまでの間、地連の中に泊めておいた。それでその朝、アルバイト先から本人たちの給料をもらうことにしたわけでありませぬが、とても間に合わないというので、自衛隊の広報員が立てかえて払った、こういうやうなことを、この事件がありましてから、すぐ報告を受けております。

○和田(員)委員 そのときに、自衛隊がとった態度というものは、その当時、私の質問の際に、政府答弁として、この程度では職業安定法の違反ではないのだというように聞いておられるのか、あるいはその賃金を、本人に会社のはうから支払わさないで、自衛隊のほうで受け取って、そしてそ

の食費を差し引いて本人に渡すというやうな行為、これが労働基準法の違反でないという考え方に立っておられるのかどうか。

○高瀬(忠)政府委員 そのときのこととあとで事実がわかったこととは、だいぶ違ひるのでありますが、そのときは、たまたまその二名の少年に対してアルバイトを世話した、それだけのケースであつたということとでございまして、これは継続的に繰返し紹介をしたということでないというところで、職安法違反ではないというやうに、そのときは判断したわけでございますが、あとでいろいろ調べてみますと、十四回もそういうことが継続して行なわれておいたということがわかりました。

それから、先ほどの労働基準法の関係でございますけれども、先ほど申しましたように、その朝早く、学校の校長さんから呼び出されまして、と、りあえずアルバイトをやめていくわけでありませぬから、二人のアルバイト料をよめにかくもらつてやらなければいけませんというところでございまして、間に合わないかぬと、その会社の者が言うものだから、広報員が立てかえたというやうなことでございまして、そういうやうなことが、直ちに労働基準法の違反であるというやうには、その当時は考えておりませんでした。

○和田(員)委員 私は、この問題を質問で触れたときに、質問の時間が短い時間でありましたが、この一件だけでなく、他にもあるというところを触れておるわけなんです。それから食費が差し引かれて賃金が支払われておるといふやうなことで、時間が短時間でありましたけれども、私は、具体的に言っておるはずなんです。それにもかかわらず、労働大臣なりあるいは当時の防衛庁長官が、別に悪いことをやったことではない、やったとは思われないというやうな正々堂々とした答弁が、この議事録に残っておるわけでありませぬ。

労働省の方に来てもらつておりますが、ひとつ具体的に、なぜ労働基準法の違反になるのだ、なぜ職業安定法の違反になるのだ、この事実と照ら

して、それを法的にこの際明らかにしておいてもらいたい。

○加藤説明員 職業安定法の三十三条におきまして、無料の職業紹介事業を事業としてやることにつきまして、一般的に禁止をしておるわけでございます。労働大臣の許可があった場合にはそれができる、こういうような規定になっておるわけでございます。

その趣旨は、たまたま知人の依頼を受けて仕事の世話をするというたいものものについては、そういう事業性がないということでございますが、それが事業性を持っておる、すなわち反復継続してそういうことが行なわれる、こういうことになってきますれば、それは無料の職業紹介事業というわけで、許可がない限り許されないことになるわけでございます。

御指摘のその辺の問題点につきましては、当時の調査におきましては、そういう事件があったというところで、その回数性といえますか、その反復継続性につきまして、これが、まさか十四回も行なわれておるといふところまでは、たいへん申しわけございませんけれども、把握できておりませんで、そのために、そういうことがたまに一、二回あったといっても、直ちにこれを事業というとはできないだろうという観点から、それは無料職業紹介事業とまではいえないということで、職業安定法にはならない、こういうふうに考えておったわけでございます。

しかし御指摘のように、その後、調査が進んでまいりますと、十四回にわたって類似の行為が行なわれておった、同一の民間企業に十四回にわたってアルバイトのあっせんを行なっておった、こういう事態が判明してまいりました。こうなりますと、やはり反復継続する事業という性格を帯びてくる、こういうことで大阪府のほうでも、その事業を認定いたしました、職業安定法違反である、こういう考え方をとったわけでございます。その点については、労働省といたしまして、当時、調査不十分のために、違反ではないとい

いうふうにお答えしました点については、申しわけないと存じます。

○岸説明員 基準法の面から申し上げますと、ただいまの事業につきましては、賃金は、やはり使用者が直接労働者に全額支払わなければならない、これがたてまえてございます。したがって、この事業について、所轄の監督署で調査をいたしまして、その結果、三永紙工、この印刷会社のはうについては、基準法の二十四条、そのほかの条項の違反がございましたので、嚴重に是正をせしめる、そういうような処置をいたしております。

○和田(真)委員 いま労働省のほうから、具体的に説明がありましたように、労働省としての見解というのは、そういう見解なんです。

ところで現地のほうで、私が質問してから後に、地方連絡部の責任者といろいろ話をする過程で、その事実を認めながら、職業安定法に違反でないのだということ、やはり言い切るわけですね。けれども、その当時は、労働省の見解は、いま言うてもらいましたけれども、大阪府の労働部の見解として、やはりいまの見解と同じように、職業安定法については違反である、こういう見解を言うておるわけです。そうすると、おれは違反でないというふうに思うけれども、府のほうは違反だということであれば、それに従わざるを得ない、こういうような認識のしかたです。

労働基準法につきましては、基準局のほうで、これは、いまの答弁と同じように、労働基準法の違反であるということ、言いましたら、これにつきましては、やはり連絡部のほうは、労働基準法の違反である、これは明らかに認めました。しかも、後には、いま労働省が見解を申されましたように、職業安定法の違反である、労働基準法の違反である、ということについて、地方連絡部あるいは中部総監部ともに認めたわけですね。

〔委員長退席、小宮山委員長代理着席〕
それは、それといたしまして、この事件にあたって、単に労働基準法の違反だとか、あるいは職

業安定法の違反だとかいうことだけで終わるべき事件ではなかったというように、私たちは思っておるわけなんです。

この事件は、特に二人の少年の中の一人が、未解放部落の出身の少年でありまして、未解放部落の置かれておる環境の中でおもしろくない、学校に行くのがいやだというような環境の中で育っておる、そうして、たまたま一月十九日の日に、家を出て自衛隊募集のポスターをながめておった、それが先ほど申し上げましたようなところに入り込んでいくわけなんです、そうして十九日の晩に、泊まりましたときに、その少年が、広報係長に言うておるわけです。いままで私は大阪に行つて、もう学校をやめて働きたいと思う、ということを親に言うたところ、おまえらは行つたところ、三日と続くかいというふうなことを、やり親に言われたというところ、その係長に話をし、就ておるわけなんです。そうすると、当然これは、普通の隊員募集にやつてきた少年でないということ、これは直感で感ぜざるはずなんです。

そこらを綿密に、詳細に調査をしないで、翌日に試験を受けさせて合格させた。そうして、その少年を、ついに二十五日まで家出少年として仕立て上げる結果になってしまったという、少年の未来を通じて非常な禍根を残すような結果に追い込んだわけがあります。そういうようなことから、この事件の一つとして、やはり自衛隊全体として、部落問題についての認識が非常に過ぎたということ、さらには、この少年が浪速商業高等学校に通学しておる少年でありましたが、そのことによって、教育の面でその少年に頭を打たすというような結果になった、こういう二つの大きな性格が、この事件の中に含まれておるというように私は認識しておるわけでありまして。

〔小宮山委員長代理退席、委員長着席〕

このような問題につきまして、その後、地方連絡部なり、あるいは中部総監部のほうから、どういうような連絡があつて、どういうような具申があつて、これらの問題について、単に大阪地方連

絡部のできたことにとどめるのじゃなくて、自衛官募集という今後の問題として、防衛庁としてどういうような考え方に立つて現在対処しておられるかということについて、ひとつお聞かせ願いたい。

○高瀬(忠)政府委員 ただいまのように、当初、中部方面総監部並びに大阪地方連絡部から報告がありました。その後、逐次報告がありました。それで、そういった経緯がありました。六月二十日付で、これはあとで、六月二十日以後に私どもは知るわけでありまして、「方面隊としての事実の認識と反省及び今後の取組み」というのと、これは方面総監部でございますが、それから地連では「事実確認、反省及び今後の取組み」という文書を、確認会というのでございましょうか、そこに出しましたという報告がございました。

それで、そういうことを踏まえまして、私どもは募集のあり方について反省をいたし、募集のあり方を再検討しなくちゃいかぬというふうなことから、各方面総監部に対して、これは方面総監は募集担当者でございますので、方面総監部に対して、陸上幕僚長から、先ほどのようなことが起こらないようにという通達を、十月の三十一日にしております。

○和田(真)委員 その際、現地で、地方連絡部との話し合いの過程で、次のようなことばのやりとりが出ておるわけなんです。あるいはそういうような事象が出ておるわけなんです、この点について、これはいいことなのか悪いことなのか、これは当然わかり切ったことでありますが、そういうことなどについて、どういうように対処されたかということについて、ひとつ長官のほうから御答弁いただきたいと思つてます。

それは、先ほど申し上げましたように、一月十九日には、まだ試験に合格もさしておられないし、採用もしておらないわけなんです。あるいはその体験入隊ということにかこつけても、その時期になつておらないにもかかわらず、一月十九日に、自衛隊の隊舎で泊めておるといふこと、これ

は一般住民です。自衛隊に全然関係のない者を、一月十九日に、たとえ一晩といえども、自衛隊の隊内で泊めておるといふこと、これが一つ。しかも、そのことにつきましては、先ほど話しました佐々木という広報係長であります、泊めることについては、上司の許可を得てある、こういうふうには言っておる。それから大阪地方連絡部の古本という副部長は、これは防衛庁長官の許可を得ておるのだ、こういうふうに答えておるのです。この事実関係をひとつお答え願いたい。

それからさらに、少年のアルバイト先の三永紙工に、毎日、自衛隊の官用車で送り迎えをしてきたということ、これが二つ目です。三つ目には、大阪地方連絡部の渡辺本部長が、ちょうど戦時中に、過去の旧憲法のとくに、旧陸海軍をつかまえて天皇の赤子だと言われたこと、昔、軍隊の中で言われたことと同じようなことばの表現をしております。天皇はわれわれのおやじだ、こういうふうに大阪地方連絡部の渡辺本部長が暴言しておる。そして、その暴言について追及いたしますと、あとで、それは私の個人の意見であつたというふうな弁解をしておるわけであり

ます。現地における交渉過程の中で、この三つの問題について、これを具体的な例としてあげたわけであり、防衛庁長官としてどのようにお考えであるかということをお答え願いたい。

○高瀬(忠)政府委員 最初の、泊めたことですが、先生の認識と私どもは違ひまして、十九日にすでに筆記試験、身体検査を行ないまして、それに合格したということになっております。ただ年齢につきましては、まだ確認はされておられませんけれども、試験そのものにつきましては、合格したということになっております。

それから、官用車につきましては、確かに乗ってまいりましたけれども、毎日、広報官が町に広報に出ていくわけですが、そのとき一緒に乗っていったわけですが、わざわざ彼

ら自身のために、アルバイトの、そのことを目的として送ったということではないようでございます。確かに官用車に乗せたことは事実でございますが、実際はそういう事情でございます。それから、いまの天皇云々の話につきましては、私も存じません。長官の命令云々ということにつきましては、私も事実を確認しております。

○山中国務大臣 私から、この際まとめて申し上げます。この問題は、私のときの問題ではありませんが、この問題を踏まえて、あつてはならないこと、確認しておくことがたくさんあります。一つには、年齢を確かめないで入隊勧誘もしくは隊に泊めた、試験を受けさせたということが、まず第一の誤りであります。そして、その次に、十八歳未満であることがわかつて、今度は採用できませんから、アルバイトをあっせんしたということ、これは職安法の違反であります。そしてその結果、学校の校長先生まで来られたということで、急遽、会社に賃金を請求したが、間に合わぬというので、立てかえて支払ったという行為は、労基法違反であります。

したがって、このようなことを、全体を踏まえて見ますときに、この同和問題は、差別をしたわけじゃありませんで、私は、その問題は、この件については、そうかわりのある問題とは実は思っておりません。差別をした問題であれば、私は、同和の責任大臣として三年近くおったわけであり、十分そのことの民族としてのあらねばならぬ姿に対して、性根を据えておるつもりであります。そのことは、私としては、差別をしたわけじゃありませんから、そういうことはなかったと思ひますが、しかし少なくとも、その少年の背景というものを、自衛隊が誘った場合に、まだ学校にいたるにもかかわらず、おとうさんからめられておるにもかかわらず、そういう環境のために入つてきてしまったのではないかと、この一般常識と申しますか、それぐらいの理解は、これは一般隊員全部はわからないでしょうが、責

任者及びその部署の者は、やはり承知していなければならぬことである、そのように考えます。

一応、総まとめとして私から、事実関係は私もその後承知いたしておりますので、以上の点を反省し、今後、隊員募集全体のあり方についての戒めにしたいと考えます。

○和田(昌)委員 いまの点は、そうくどくと言う必要はないと思いますが、そのことが、正確に地方連絡部なり、あるいは中部総監部のほうから連絡がなかったとしたら、これは、やはり問題があると私は思います。

これは自衛隊大阪地方連絡部と中部総監部、これが、高槻に反自衛隊高槻市民共闘会議というのがあつたんですが、これあつて公文書で、いま私が話しましたことの事実確認の上に立つて、今後こうするということを書き添えておるわけなんです。

ですから、これが正確にもしも来ておらないということであれば、私がいま申し上げました三つの点を、防衛庁として把握しておられないということであれば、私は、これまた問題だと思ふ。どうですか。

○高瀬(忠)政府委員 先ほど申し上げましたけれども、方面隊としての「事実の認識と反省及び今後の取り組み」、それから地連のほう一つ、の「事実確認、反省及び今後の取り組み」というものにつきましては、承知しております。

○和田(昌)委員 そこで、私は、決してでたらめを言うておるのじゃなくて、確認したことを言うておるんですから、これは正確に受け取めておいてください。そうしないと、今後またあやまちをおかすわけですから。

私は、さらにつけ加えて申し上げたいと思ひますが、ちょうどその時期と相前後いたしました、和泉市でも、当時問題が起こつておるわけですが、和泉市でも、ちょうど和泉の未解放部落を歩いて、そして中学校卒業寸前の七軒の家庭を回つて、高等学校と同じ程度の高度の試験を受けて入つてもらうところだぞというふうなことで、よそ

の地域じゃなくて未解放部落の中を回っているわけなんです。だから、私は、先ほど長官が言われましたけれども、この高槻の問題につきましても、後ほど家庭調査にも行つておるわけなんです。あけました高槻のこの一つの例にいたしましたも、あるいはいま私が話をいたしておりましたところのこの和泉市の問題にいたしまして、未解放部落がいま置かれておる条件の中で、学校へ行くのもおもしろくない、家におるのもおもしろくないというふうな中で子供たちは育つてきている、だから、悪いことばで言うならば、その気持ちをとらえてこの募集の行動が行なわれておるといふうに受けとめられても、私はいたしかたないと思ふわけです。

さらに言うならば、昭和三十九年に御案内のとおり、陸上自衛隊信太山駐とん地の差別事件というのがありまして、地域ではかなり大きな問題に発展をいたしました。その結果、自衛隊としては、「基本的人権の尊重に関する通達」というものを全自衛隊に出されたことがあつた。ところが、その通達は、大阪地方連絡部としては、何ら取り組まれておらなかったということ、これがまた、大阪地方連絡部と私たちの話し合いの中で確認されておるのです。

だから、そういう中でこそ、私がいま申し上げましたように、部落に対するところの認識というものがあるいは高槻の事件というものが起こつたのだというように私たちが把握いたしますし、また、そのようになつて大阪地方連絡部としては、そのとおりであつたということ、文書をもつてかく回答してきておるわけなんです。ですから、長官としてそこをひとつ、部落差別の認識として、あらためて御認識いただきたいと思ひます。

さらに、ついでに申し上げますが、同対策答申が昭和四十年になされ、それに基づいて昭和四十四年に特例措置法が制定された。そして先々週でありましたけれども、同対策協議会の五年間延長

という点も、ここで総理府設置法の改正として可決されたわけであります。

そこで、大阪地方連絡部の方は、防衛本庁のほうから、そのような通達を全然受け取っておらなかった、そのようなことが記載された官報一枚も受け取っておらなかったということが、この事実確認の中で明らかになったわけですが、これは、この大阪地方連絡部だけであつたのか。大阪地方連絡部だけに通達が行かないで、ほかの地方連絡部には、通達が行ったという様なことはないと私は思うんですが、そこらの防衛本庁の取り組みにも問題があるのじゃないかと思うわけなんです。

そこで、この二つの点、やはり防衛本庁としてしか認識を新たにしてもらわないと、今後、いかに口先だけ言ひましても、このようなことを大阪だけでなくて、全国各地で繰り返すようなことがないということは、だれも保証できないわけでしょう。このような点について、ひとつあらためて防衛庁長官の今後の御決意のほどをお伺いしたいと思ひます。

○山中国務大臣 私、ずいぶん勉強したつもりでありましたが、自衛隊の中で差別事件というものがあつて、問題になったことを知りませんでした。この点は、全く私の勉強不足でありましたが、そのようなことが絶対にあつてはならないことであり、ただいまの重々のお話のとおり、人間としての平等、尊厳、基本的人権、宗教、信条も含めて、そういうものを差別してはならない、これは、あたりまえのことでありまして、それができないようでは、自衛隊の基礎というものは、いつまでも固まらないわけでありまして、ただいまの具体的な問題については、人教局長より答弁させていただきますが、基本的には、そのように答弁をさせていただきます。

○高瀬(忠)政府委員 いまお話しのように、信太山駐とん地、第三師団の管内で起こつた問題でございますが、その問題、それから、その後におきまして、富士学校におきまして、同じような事

件が起こりました、私も自衛隊内部におきまして、この点を重視いたしました、総理府が中心になつて、いろいろ協議などいたしておりますが、そういったところには、私も担当者を見出しまして、勉強させて、その経験をもとにいたしまして、そして、それぞれ関係の資料をつくりまして、部隊等に対する教育を行なつております。

具体的には、私も業務学校に、これに対するそういった方面の教育をする課程が一つ設けられておりました、それで教育を行なつた事実もございまして、そのつど、おりに触れまして、具体的な事例をあげて間違いのないようにということで、いろいろな教育をしております。

ただいま、地連には中央からの指示がなかったということでございますけれども、中央からもしばしば通達を出しております。四十一年三月には、陸上幕僚長から各方面総監、部隊長、機関の長あてに、「基本的人権の尊重等に関する教育の徹底について」という通達を出しております、それから先ほど申しました陸上自衛隊の業務学校関係の課程の内容ということで、教養幹部課程十三週のうちで一年一回、人員三十人の教育をするというやうなことで、学校、方面、師団等の教養担当幹部を対象といたしまして教育をいたしております。

それから、特に第三師団は、いまのようなことで問題が起きましたので、三十九年の五月十三日、十四日にわたりまして、信太山駐とん地において、各部隊の人事担当者六十名に対して教育を行なつたり、それから三十九年の八月五日から八月六日にかけては、和歌山県におきまして、同じやうな教育を行なつております。それから四十年の七月二十二日から二十三日にかけては、第三師団におきまして、同じやうな教育をして、以下四十一一年におきまして第三師団、それから各部隊等に対しまして教育を行なうということで、この点につきましては、いろいろ関心を持ちまして教育を行なつておるつもりでございますが、かようなことが起こりましたことを契機にしまして、先ほ

どのように、通達を現地の者が知らぬということでは非常に困りますので、そういうことのないやうに、今後は注意していきたいと思ひます。

○和田(貞)委員 いま具体的に述べられましたけれども、その点が不徹底であり、不十分であつたために、やはりこのような問題が起つてきたのだと思ひます。

そこで、中部方面総監部のほうから、今後の取り組みとして、これは文書で皆さん方のほうにも行つておると思ひますけれども、「同和問題担当責任者の指定」、それから「今後の隊内における同和問題の研修の実施」、それからもう一つは、「自衛官の募集要領の改善指導」、この三つについて、文書で具体的に、今後こういふやうにしていきたいということが述べられておるわけですが、しかも末尾には、これは大阪で起こつた事件であるが、大阪だけの問題ではない、やはり自衛隊全体の問題としてやつていかなければならないので、このような具体的に盛り込まれた内容については、防衛本庁あるいは自衛隊の各幕僚監部に具申をして、自衛隊全体として同和の研修あるいは募集要領の改善指導ができるやうにやるといことが文書でうたわれておるわけですが、

そのやうな観点に立つて、すでに半年を経過したわけでありまして、このような問題について、防衛庁としてはいまの三つの点、どういふやうに具体的に処理なさつておられるのか、この機会にひとつ明らかにしていただきたい。

○高瀬(忠)政府委員 とりあへず中部方面総監部では、ただいま対策の担当者をきめて、教育を徹底するといふことをやる体制になつております。それから、募集のことにつきましては、具体的に志願票の問題につきましては、いままではずっと村まで書きましたけれども、本籍は県とまり、家族の職業欄は削除するといふことで、志願票等につきまして、さっそく実施をいたしました。

それから、中方でこのやうなことをやつたのでありますから、中方では直ちにこれに取り組みまして、その姿勢を強力に進めていくといふことを

確認しております。

○和田(貞)委員 募集要領について、志願票の本籍と家族の職業、これは削除した、そういう新しい志願票によつて現在実施しておるわけですね。

○高瀬(忠)政府委員 昨年の十一月に、これを改正いたしました、直ちに、古いのはみんな破棄いたしましたして、新しいのでたまたま実施しております。

○和田(貞)委員 志願票は、そういうふうに記載事項の改善をなされた。しかし先ほどの事件にもありましたやうに、本人が未成年であるのに、成年であるといふやうに生年月日を書くといふやうなことも、あるわけでありまして、差別を助長するやうな本籍の調査とか、あるいは家族の職業を調査するといふやうなことは、改善をして、やらないとしても、やはり本人の身元確認を、いままでと異なつた方法でやる方法が私はあると思うんですが、そのやうな新しい身元確認のあり方という点について、どういふやうに考えておりますか。

○高瀬(忠)政府委員 採用試験の場合におきましては、一々いまのやうなこまかい調査はいたしません。採用がきまりまして、採用時には戸籍抄本をとりまして、これは国家公務員になるわけでありまして、それによりまして、年齢の確認をいたすといふことにいたしております。

○和田(貞)委員 募集目標は、これは一部都道府県、市町村に事務委任をしておりますけれども、重点市町村であるとか、あるいは重点県であるとかいふやうなやり方で従来指示をされておりましたが、このやうに募集目標が達成しなかつたといふことで、地方連絡部を、従来のようにしりをたたくとかあるいは責めるといふことはやられるのですか、やられないのですか。

○高瀬(忠)政府委員 自衛隊にとりまして、募集の問題は、非常に重大な問題でございますので、自衛隊員の採用につきましては、重点的にやっておりますけれども、よくいわれるやうに都道府県、すなわち地方連絡部にノルマを課して、この

ノルマは必ず達成しなくちゃいかぬ、そういうことはいたしておけません。しかし、おおよその目安は、もちろんつけておきます。というのは、従来の各県の人口とか、従来の実績その他によりまして、大体の見当はつけておきますけれども、これもノルマじゃありませんで、われわれのはうの計画立案のための目安でございます。したがって、その地方連絡部で、それだけとれないからけしからぬという姿勢での募集のやり方をしておけません。

○和田(員)委員 これは都道府県や市町村には、いかに機関委任事務といえども、募集目標を達成しなかったからけしからぬじゃないかというようなことは言えないといたしまして、自衛隊の各県の地方連絡部は、それが仕事ですから、その長に対して、募集目標が達せられなかったということについて責めるということはないわけですね。

○高瀬(忠)政府委員 先ほど申したのは、実は地方連絡部長に対してもというつもりで申し上げたのですが、市町村、都道府県に対してという意味ではございまして、地方連絡部長に対しては、この県では何名とらなければならぬ、そういうことを言いつけてもありませんし、とらなければどうだというような態度で臨んでおりません。

○和田(員)委員 この募集をするのにポスターあるいはリーフレット、ちらし、いろいろ宣伝物という配布物が従来から印刷されておるわけですが、たまたまこの時期に使用されておったポスター、これは名前が言えませんが、同じ公務員である府の労働部の責任者が、その当時、このポスターを見て、同じ公務員として恥ずかしい思いをした。食事代無料、安定した職業、楽しい云々と、自衛官の募集のポスターにこういう文字が書かれておるが、はたして安定した職業と思っておられるのか。食事代無料といいますが、結局、給与の二割として支給しておるわけですから、無料じゃないわけでしょう。だから、こういう字句が使われたポスターというのは、これは誇大広告にひたしいというふうに言っておられたわけですが、

これも、やはり改めなくちゃならぬということ、話し合いの過程であったわけですね。

いま志願票の問題や、あるいは身元確認の問題や何かは触れられましたが、募集にあたって、その後のポスターの作成あるいはその他のリーフレット、ちらしを作成するにあたって、誇大広告になったり、あるいはまじらわしいという誇大宣伝にならないようなことを配慮してポスターあるいはちらし、リーフレット等をつくっておられるか、そういうことを配慮して作成に当たっておられるか、そういう点ひとつお答え願いたい。

○高瀬(忠)政府委員 ポスターをつくり出すときには、まず目につきやすいということ、いろいろ配色とか図案とかを考えております。内容につきましては、言うまでもありませんけれども、自衛隊に入りまして隊員となつてどういう生活ができるか、どういう勤務をするか、自衛隊に入つてから本人がどういうことになるかということがはっきりわかるようにするのが一番いいわけでございます。できるだけ、そういうことがわかるようなことを重点にして、しかも、そうこまかく説明はできませんので、簡単に説明するの、いろいろ誤解をされる向きがあるかと思ひますが、いまのお話のことは、私、直ちによくわかりませんけれども、今後そういうような誤解のないように、しかも、そうやって簡潔にして目につきやすくして、しかも自衛隊の全体の内容がわかるようなポスターをくふうして出していきたくと思っております。

パンフレットにつきましても、いまのような趣旨から、よく自衛隊の内容がわかるように、簡潔に記載をして出していきたく、間違ひのないような内容で出していきたくと思ひます。

○和田(員)委員 同和問題に関する担当者の指定ですが、いまの御答弁では、中部方面総監部の管内で起こった事件でありますので、中部方面総監部のほうでは、そういうように取り組んでおるといふようなことを言われましたけれども、これら中部方面総監部としても、これは自衛隊の問題と

して意見具申をするんだということを明記されておるわけですね。

したがって、自衛隊の各隊あるいは細部の末端組織に至るまで、それぞれ同和問題についての担当者の姿勢というものを、今後、総監部であるとか連絡部であるとか軍であるとかということだけでなくて、それぞれの末端組織に至るまで同和問題に関する担当者指定して、その任に当たっていくというふうな処理はなさっておられないのですか。

○高瀬(忠)政府委員 この問題の担当者は、すでに人事担当——具体的にいいますと、S1という人事担当者が担当ということになっておりまして、従来からそういうことにつきましては、先ほどのような御指摘ございましたけれども、関心を持ってやっていくということになっておりますが、なお今後、こういった機会に、これを間違ひのないようにしていくために研究してみたいと思ひます。

○和田(員)委員 人事担当者がやっていくのだ、そして従来やられておるのだというふうな認識では、これまた間違ひの起こるというふうなことがありはしないかと思うので、この際、全組織を通して、それぞれの組織の中で同和問題に関する担当者というものを明確に指定して、対処していくというようにひとつ検討願ひたいと思ひます。そういうように処理してもらいたいと思ひます。それから、研修の問題につきましても、全隊員に、しかもこれは自衛隊だけでなく、同和問題につきましても、国民的課題でありますから、それを公務員が率先してやっていくということではなくてはならないのでありますから、これは幹部だけにとどまる、一部の人のだけにとどまるというふうなことがあってはならないと思ひます。

したがって、総監部のほうから文書でいたしておきますように、やはり全隊員を対象として同和教育に取り組む、同和研修に取り組むということを言われておるわけでありますから、たとえば一つの方法として隊員に配布される配布物、

これは一年に何回とは限らないわけでありまして、ひとつ機会あるごとにとらまえて、全隊員にこの同和問題を認識を新たにするための啓発活動、啓蒙活動、研修活動というものをやってもらうということをお願いするわけなんです、その点についてのお考えをお聞かせ願ひたい。

○高瀬(忠)政府委員 私ども、先ほど申し上げましたように、従来からこの問題は重視しております、それでやっておりますが、今後、一そうこれを重視いたしまして、研究を進めていきたくと思ひます。

○和田(員)委員 全隊員をです、全隊員を対象として……

○高瀬(忠)政府委員 もちろん全隊員を対象といたしまして、一人の隊員にも間違ひのないようにということ、研究をして進めていきたくと思ひます。

○和田(員)委員 時間も相当経過いたしましたので、この辺で終わりたいと思ひますけれども、ひとつこの事件を契機としていただきました、自衛隊の中から、今後、差別事件が一切起こることのないように、ひとつ長官、責任をもって対処していただくということを、最後に長官の決意を述べていただきます。当然のこととして、それは行なわれなければなりません、今後、まかり間違ひてもそのようなことのないように、一そう配慮してまいります。

○和田(員)委員 それじゃ、私の質問、これで終わります。

○徳安委員長 次回は、来たる四月二日火曜日、午前十時より委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後七時四十五分散会

内閣委員會議録第七号中正誤

ページ 段 行 誤 正

二五 三 九八 小委員 小委員会

元 一 三 具体的と 具体的な

元 三 三 する。しない する、しない

三 三 五 ことになれば ことになれば

三 一 末九 取り扱うかとい 取り扱うかとい

元 二 一 お正日 お正月

昭和四十九年四月二十三日印刷

昭和四十九年四月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局